

国連気候変動枠組条約
第9回締約国会合/第19回補助機関会合
(COP9/SB19)
参加報告書

2003年12月1日～12日

イタリア/ミラノ

Fiera Milan Congress Center

財団法人地球産業文化研究所

2003年12月

地球環境対策部

目次

1 . はじめに	
1 - 1 開会	3
1 - 2 開催概要	3
1 - 3 京都議定書の批准状況	4
2 . C D M 理事会	
2 - 1 C D M 理事会第 1 2 回会合報告書 (2 0 0 3 年 1 1 月 2 7 日 ~ 2 8 日)	4
2 - 2 C D M 理事会情報イベント	7
2 - 3 C O P 9 全体会合における C D M 理事会に関する議論	9
3 . C O P 9 及び S B S T A 1 9 における吸収源 C D M ルール	1 0
4 . 土地利用、土地利用変化、及び森林に関するグッドプラクティスガイダンス	1 2
5 . 木材製品に関する事項	1 4
6 . U N F C C C における I P C C 第三次報告書 (T A R) の利用方法について	1 5
7 . 京都議定書 7 条 4 項 (登録簿) について	1 7
8 . 国別報告書	
8 - 1 非付属書 締約国の国別報告書	1 7
8 - 2 付属書 締約国の国別報告書	1 9
9 . 途上国関連事項	
9 - 1 特別気候変動基金 (S C C F) の交渉の行方	2 0
9 - 2 地球環境基金 (G E F) について	2 1
9 - 3 途上国へのキャパシティビルディング活動：実施枠組みの包括的な見直し について	2 2
1 0 . 技術移転について	2 2
1 1 . その他の注目事項	
1 1 - 1 カナダ提案	2 3
1 1 - 2 ブラジル提案	2 4
1 1 - 3 サウジアラビア提案	2 5
1 1 - 4 2 0 0 4 年度 ~ 2 0 0 5 年度の予算	2 5
1 2 . 閣僚級会合の概要	2 6
1 3 . 閉会	3 0
1 4 . サイドイベント関連	
1 4 - 1 サイドイベント全体概要	3 1
1 4 - 2 サイドイベント個別傍聴報告	3 3

1. はじめに

1 - 1 開会

冬の雨が降り、地下鉄・バス・トラムといった主要公共交通機関がストライキになるという厳しい条件の中、国連気候変動枠組条約第9回締約国会議(COP9)及び第19回補助機関会合(SB19)がイタリアのミラノで開幕した。イタリアのミラノ市の人口は118万人で、ドゥオモ、スカラ座やブレア美術館などの数多くの文化遺産を持つ都市としての顔を持つと同時に商業・金融・政治面においても成長著しくイタリア国内の都市機能の模範となっている。会場のフィエラ・ミラノ・コンgresセンターを警察が警備する中、世界各国の交渉団やNGOなどが続々と集まった。世界の167国から約4600人の参加者がミラノに集結し会議に参加した。

会合初日の12月1日午前10時に開催されたCOP9の全体会合では、COP8副議長のEnele Sopoaga氏(ツヴァル)が会合を開きCOP9議長のハンガリー環境・水利大臣 Miklos Persanyi氏を紹介した。Miklos Persanyi氏は、京都議定書は未だ発行していないが、非常に多くの締約国の京都議定書批准は、京都議定書の重要性を実証するものであると語った。開催国であるイタリアの環境大臣のAltero Matteoli氏は、COP9は気候変動問題に取り組むための新しく確認すべき機会を与えてくれたと述べた。気候変動枠組条約事務局長のWaller-Hunter氏は、2003年は記録的な暖かさの年で、もっとも大事なことは温室効果ガスの拡大を止めることだ。市場において技術をもっと促進させ少ないコストで排出削減することが大事だ。CDMのルールブックが完成し、森林関連の方法論が理事会で考察できるよう、CDMにおける植林、再植林の算入の方法について、今回のCOPで結論に至って欲しいと述べた。補助機関会合(SB19)は、議題ごとのコンタクトグループを形成し、コンタクトグループは10、11日の閣僚級会合を考慮し、8日中に合意に至るよう事務局から指示が出された。SBSTA/SBI議長が中心となって非公式協議を開始した。

COP9では、CDMにおける植林・再植林を含むためのルール、土地利用・土地利用変化・森林に関するグッドプラクティスガイダンス(LULUCF)、特別気候変動基金(SCCF)等の様々な問題について議論が交わされる。

(矢尾板 泰久)

1 - 2 開催概要

- 日 程 12月1日(月)～12月12日(金)
- 開催地 イタリア・ミラノ
- 会議場 Fiera Milan Congress Center(フィエラ・ミラノ・コンgresセンター)
- 議 長 ハンガリー環境・水利大臣 Miklos Persanyi氏

会合のスケジュール (FCCC/CP/2003/1)

12月1日 (月)	12月2日 (火)	12月3日 (水)	12月4日 (木)	12月5日 (金)	12月6日 (土)
COP9 開会 SB19 開会	SB19	SB19	COP 全体会合 SB19	SB19	SB19
12月7日 (日)	12月8日 (月)	12月9日 (火)	12月10日 (水)	12月11日 (木)	12月12日 (金)
	SB19	SB19	閣僚級会合	閣僚級会合	COP9 閉会

1 - 3 京都議定書の批准状況

- 京都議定書の批准をすませた国は 120 ヶ国となっている。我が国を含めて批准手続きを済ませた附属書 締約国は 32 ヶ国で、その 1990 年の CO2 排出量は附属書 締約国全体の 44.2%となっている。

京都議定書の発効要件は、55 ヶ国以上の批准 批准した附属書 締約国の 1990 年時点の CO2 排出量が附属書 国全体の 55%以上 上記 と の条件を満たした後、90 日後に発行。

京都議定書の発効見通しについては以下を参照

<http://unfccc.int/resource/kpthermo.html>

- COP は京都議定書の批准に関する状況報告書に盛り込まれた情報に留意し、まだ 批准をしていない UNFCCC 締約国に対し京都議定書に批准または加盟を早める よう求めるよう要請する。(FCCC/CP/2003/INF.1) (矢尾板 泰久)

2 . C D M 理事会

2 - 1 C D M 理事会第 12 回会合報告書 (2003 年 11 月 27 日 ~ 28 日)

1 . OE (Operational Entity) の信任(accreditation)について

現在 19 社が DOE の申請を CDM 理事会に行っているが、今回も DOE として COP に推薦された社はない。DOE への審査が最も進んでいるのは、JQA、DNV、トーマツ等 4 社¹の AE(候補: applicant entities)で、現在 indicative letter²が発行された段階である。ウィットネッシングは 4 社、オンサイト審査は 6 社が完了した段階である。

¹)Japan Quality Assurance Organization,)Det Norske Veritas Certification Ltd.,)TUV Sueddeutschland Bau und Betrieb GmbH,)Tohmatsu Evaluation and Certification Organization

² デスクレビュー及びオンサイト審査での要求を満たしたと CDM - AP (accreditation panel) が判断した A E に CDM - AP から発行される。今回の 4 社には 2003 年 12 月 1 日付けで発行される。

2. 新方法論について (Methodologies for baseline and monitoring plans)

新方法論として Meth パネルから推薦された 3 つの方法論の全てが CDM 理事会で承認された。

(1) 3 つの新方法論について

-) NM0001 rev (Vale do Rosario Bagasse Cogeneration) ホスト国：ブラジル
(validator : TUVsudD) (Accreditation : scope1:energy industries)

販売電力を穀物等の殻(バガス)を燃料とするコージェネレーションで置き換え、最初の 7 年はコンバインドマージン、あとはビルトマージンで計算する案件である。注目点は、CDM 理事会では一般的に、must run、low cost の電源についてはベースラインから除外して考えるべきであるとしつつも、ブラジルにおいては供給電力の 8 割がそういった must run 等の電気(水力)という特殊事情があり、ベースラインに含めて考えるべきであるとした点である。

CDM 理事会は Meth パネルに対しこの新方法論を適用するにあたりもっと方法論を一般化 (generalize)³できるかどうか第 13 回会合で recommendation を出すよう求めた。

-) NM0021 (CERUPT Methodology for Landfill Gas Recovery) ホスト国：ブラジル
(validator : PwC) (Accreditation : scope13:waste handling and disposal)

オランダの CERUPT 案件のメタン(埋立地からのランドフィルガス)回収プロジェクトが提案している方法論で、今まで大気に放出されていたメタンを回収することで電力・熱を得られることから、ベースラインは回収前のメタン放出量であり、プロジェクト活動による回収量が排出削減量となる。この方法論は、第 11 回 CDM 理事会で NM0005rev (NovaGerar landfill Gas to Energy Project) として承認されたのと同様の方法論であることから、この 2 つの方法論をより一般的に適用できるように (generalize) メタンガス回収プロジェクトの内容に応じ、各ステップでのケース分けに対応できるシナリオ作りが必要ではないかとの指摘が岡松氏からあった。

-) NM0023 (El Hydro-electric Project) ホスト国：メキシコ
(Accreditation : scope1:energy industries)

小規模ダムによる 30MW の水力発電による置換電力を、コンバインドマージン(ビルトマージン 50%、オペレーショナルマージン 50%)で計算する。

(2) 理事会は、Meth パネルに対して新方法論の推薦及び承認済み方法論のリフォーマットを行う際に、以下の点を考慮するよう求めている。

- a) 承認された方法論が他のメタンガスプロジェクトにも適用できるかに関してよりきっちり調べること
- b) 送電網に電力を供給するプロジェクトに関する方法論で、オペレーショナルマージンやビルトマージン・コンバインドマージンといった異なる方法論からある方法論を選び出すための基準を提供する必要があること

³ 他のバイオマスコージェネレーションプロジェクト(メタン発生のないもの)や、原子力やバイオマスが支配的な電力送電網等の考慮に関連がありうる。

(3) 小規模 CDM に関する簡易の様式及び手順(simplified modalities and procedures) について、Meth パネルからの付録 B(appendix B)の改訂に関する提案をもとに修正することに合意した。

3. CDM 登録簿 (CDM registry) について

事務局にて登録簿の開発に関する調査を一層進めることが合意された。特に、一般から寄せられた登録簿ソフトウェア⁴を使えるかどうかのポイントとなる。コストパフォーマンスを考慮したためとみられる。第 14 回会合で進捗報告を行う予定。なお、この報告ではメンテナンスやライセンスコストも含めた必要となる費用全体や、ユーザーにとって登録簿が使いやすいこと(user-friendliness)、トランザクションログや国別登録簿とのインターフェイス、開発のスケジュール (時間配分)、公募を通じて得られた他のソフトウェア等 について言及される予定。

CER を受け取ることになる付属書 国の国別登録簿の運用ができていない場合、できるまで仮口座(temporary account)を CDM 登録簿に含むことが合意された。CER が CDM 登録簿の保留口座 (pending account) に発行された際、それを投資国として受け取り、自国の国別登録簿に移転するためである。

非付属書 国やその国のプロジェクト参加者が、CDM 登録簿の中の口座から付属書 国の国別登録簿に CER を移転できるのかについては、もう少し検討を加えることになった。

会合報告書には掲載されていないが、理事会で紹介した今後の課題 (further issues) が、理事会の認識として興味深かったので紹介する。(1)は上記の通り、国別登録簿ができるまでの仮措置として認めるとというのが結論である。(2)は結論保留である。

- (1) 付属書 I 国とその企業等は、CDM 登録簿に保有口座(holding account)をもてるのか
- (2) 非付属書 I 国とその企業等は、CER を CDM 登録簿上の口座から国別登録簿に移転できるのか
- (3) CDM 登録簿内での、口座間での移転はできるのか
- (4) CDM 登録簿にある CER は、次の約束期間に持ち越し(carry over)できるのか

4. その他

(1) 次回 (第 13 回会合) は、2004 年 3 月 1 日、2 日に開催される予定。

(2) 次回も、今回と同様のスタイルでの開催の予定 (50 名の傍聴者が入るスペースで行う)。CDM 理事会の運営・公開については、アメリカが傍聴の拡大等透明性の向上を主張しているが、それへの対応は見送られた模様。

なお、次回会合への傍聴申込は、2004 年 2 月 9 日の 17 : 00 までに事務局に登録すること。(登録希望を cdm-info@unfccc.int に送信。)

詳細については、CDM 理事会 HP を参照のこと。

<http://cdm.unfccc.int/EB/Meetings/index.html>

(篠田 健一)

⁴ CDM 登録簿の公募(public call for input)には 9 月末までに 17 件の応募があり、うち 2 件が無償 (no-cost basis) の登録簿ソフトだった。

2 - 2 CDM理事会情報イベント

主催：UNFCCC

2003年12月3日 3:30~5:30

CDM理事会メンバーにより彼らの活動について情報公開イベントが開催された。メンバーの中では、Stehr 理事会議長を始め Sushma Gera 氏(カナダ)、Georg Borsting 氏、John Kilani 氏(南アフリカ)、Xuedu Lu 氏(中国)、Franz Tattenbach 氏(コスタリカ)等が出席し会場からの質問に対応していたが、積極的な姿勢というよりもより保守的なポジションが目につき、CDM理事会がいかに少ない資金的・人的資源の中で UNFCCC からのマンドートに忠実に、マラケシュ合意の枠の中で解釈しなくてはならないかという苦勞が伺えた。

イベントでは、まず Stehr 議長から CDM理事会の活動が報告され、特に CDM理事会運営の情報公開について、ウェブキャスト、アウトリーチ、ワークショップへの積極的参加、理事会会合のオブザーバーとの意見交換、公式ホームページでの情報公開等の成果を述べた。また、方法論については今回までに9件の方法論が承認されたこと、合計36件の新方法論の申請が出ていることを報告し、スピードよりも質を重視して承認作業を行っていることを強調した。更に DOEの信任については、計19件の申請(内1件はUSから)が受諾されていること、その内4件はデスクレビュー及びオンサイトレビューを終了させ後は validation 作業を行うのみとなっていることが報告された。順調に行けば、来年初頭には最初の CDMプロジェクトが登録され、来年末までには最初の CER が発行される見通しであることが述べられた。また、既に承認されている方法論が他のプロジェクト活動によって利用され始めているとのニュースもあり、徐々に CDMのシステムが動き始めていることが指摘された。

その後、イベント参加者と Q&A セッションを設けられ会場からは様々な質問が投げかけられたが、主に新方法論がどのような時に承認・却下されるかといった傾向をたずねるものと、理事会の資金的・人的資源の不足に対する意見が多く見受けられた。(詳細は以下参照。)また、逆に CDM理事会からは、1)途上国に CDMをホストしてもらうためにはどのようなことをしたら良いのか、2)途上国からの OEを増やすためにはどうしたらよいか、という2つの質問が会場に対して投げかけられたが、会場からは特に返答はなかった。

Q&A

Q1 ホスト国が自主的にプロジェクト活動に参加することの承認書の法的拘束性は？

A1 承認書が一端認められれば、それを取り消すことはない。

Q2 プロジェクト活動が承認されたことで起こる悪影響についてどう思うか。そのようなプロジェクトは追加的と言えるのか。

A2 もちろんそのような悪影響については、プロジェクト活動を承認する段階で十分に考

慮した上で判断することになっている。

Q3 京都議定書が発効しなかった場合、クレジットの価格等はどうなるのか？

A3 京都議定書は発効すると思っているが、マラケシュ合意の枠の範囲で理事会は検討しているので、そのような場合は分からない。

Q4 却下された新方法論の申請から分かる、よくある失敗のパターンとは？

A4 どれの方法論も異なるので一般的な傾向を一概に言うことは出来ないが、追加性事項について十分に記載されていない、記載されていても不明確、PDD 内の記入すべき場所の勘違い等が大まかに言える。(新しく出されている更なるガイダンスや説明書に書かれている内容が、よく間違っている箇所と言える。)基本的には提出される方法論がより現実的なものになってきているし、パネル及び理事会もそのような一貫した見方をするようになってきている。

Q5 2000 年以前に建設は始まったが、プロジェクトの開始期間は 2000 年以降の AIJ を CDM として申請することは出来るのか？

A5 AIJ は CDM ではないが、もし CDM の条件に見合うものならば申請することは可能。

Q6 承認作業を行っている新方法論の数に対して、理事会の資源(資金)は足りているのか？

A6 新方法論の数は 1 年間作業をしていく上で決められるのでなんともいえない。

Q7 Meth パネルによって新方法論が検討された後技術的な追加説明(Technical clarification)を求められる場合があるが、10 日以内の返答は難しい。もう期間を少し延ばすことは出来ないか。また、パネルからの一方的なコミュニケーションではなく双方向から出来ないか。

A7 次のラウンドでの検討でよければ 10 日以内に提出する必要はない。しかし、単に説明を求めているだけなのでそれほど時間は必要ないと思われる。また、双方からのコミュニケーションについては、改善の余地はあるかもしれないが、理事会の信頼性や時間的制約を考慮すると望ましくない。

Q8 スピードと質を両方求めることは出来ないのか。例えば Meth パネル会合と CDM 理事会会合の開催回数を同じにして作業を効率化する等。(2004 年スケジュールでは Meth パネル会合 4 回、理事会 6 回。)また、資金だけでなく人的資源(キャパシティ)も十分とはいえないのではないかと。DOE に pre-validation としてやってもらうのはどうか。

A8 DOE に頼めば無料というわけにはいかずプロジェクト参加者に追加的費用が掛かるのではないかと。また DOE の定義は既に決定しておりコンサルテーション的なことは行わないこととなっている。Pre-validation というものも正式には存在しないため、そのようなことでプロセスをより複雑化するのは望ましくないのではないかと。新方法論の検討はあ

くまでも Meth パネルがやる仕事。

Q9 プロジェクトの不確実性は大きい(異常気象等の影響が大きく出る等)、削減効果も大きいプロジェクトはやはり認められないのか。

A9 方法論に不確実性を緩和する方法が含まれていればよいのではないかと。

Q10 承認済み方法論をより多くのプロジェクトに適用させていくのにはどうしたらよいか。適応するかどうかを判断する検討要素を設けたらどうか。

A10 理事会(パネル)としても考えてはいるが、その方法論が他のどのようなプロジェクトに適用できるかは、作業段階ではすぐには判断できない。

Q11 パブリックコメントや pre-validation report のようなものもすべてネットに公開すればこれから申請しようとしている参加者の参考になるのではないかと。

A11 パブリックコメントがどの程度参考になるのかはわからない。また pre-validation report は理事会の正式な判断とは関係ない。

Q12 途上国にとって重要な小規模 CDM(SSC)について現状を教えてください。

A12 SSC は新方法論を提出しなくてよいため方法論について今のところ情報はない。また、SSC を登録するためには DOE による手続きが必要だが、現時点で DOE がいないためそれもまだ実現できない状況。

Q13 国によっては第 2 約束期間での約束を恐れて DNA が CDM を促進したがる。CDM 理事会から DNA の役割をはっきり言ってもらえないか。

A13 DNA の役割は国の方針によるため何ともいえない。国が CDM を促進したくないならばしょうがない。

Q14 Pre-validation というものを CDM 理事会はどのように受け止めるのか？

A14 Pre-validation というものは正式にはないので、CDM 理事会は一切考慮しない。

(蛭田 伊吹)

2 - 3 COP9 全体会合における CDM 理事会に関する議論

12月4日、COP 全体会合にて、Hans Jurgen Stehr CDM 理事会議長より理事会の活動及び第 2 年次報告書の報告があった。報告の中で、現在 9 件の新方法論が承認されており、今後も引き続き理事会に対する資金援助を継続してくれるよう強調した。それに対し、G77 + China は DOE の地域配分の公平性、及び途上国の DOE の申請を促進するような支援をしてくれるよう訴えた。また、スイス、日本、EU 等は理事会の活動に満足しており、さらに創造的な新方法論が提案され、プロジェクトの登録が早く実現するよう希望を示した。更に、US は去年に引き続き理事会の傍聴方法(オブザーバーが隣接室でモニターを見るシステム)について、本当の「透明性」が確保できてないと述べ、理事会が会合を行って

いる同室で傍聴できるようにすることを強く求めた。その他、BINGO は大規模 CDM の必要性を訴え、Indigenous People's Organization (先住民族グループ) は、吸収源 CDM のルールを決定する議論に参加できるように求めた。これらの意見から、Persanyi COP9 議長はこの件に関して Enele Sopoaga 氏 (ツバル) を中心として非公式協議を行うよう指示を出した。

最終日 (12 日) 再び COP 全体会合にて決定案 (FCCC/CP/2003/L.2) が発表された。決定案には、マラケシュ合意 (Decision17/CP.7) が採択された時点から最初のプロジェクト活動が登録されるまでの間に開始されたプロジェクトの扱いが明解に示されていなかったことから、そのようなプロジェクトは 2005 年 12 月 31 日までに登録申請が提出されていれば登録日以前からのクレジット期間を設定しても良い、と書かれている。また、理事会メンバー及び代理が任期交替する際に議長/副議長が着任している必要性を鑑み、メンバーの任期は年の最初の会合 (2004 年ならば 3 月 1~2 日) から翌年の最初の会合直前までとすること、又、年の最初の会合の開会及び新議長・副議長の選挙は事務局が行うことも決定された (FCCC.CP/2003/L.2 Annex I)。更に、理事会による登録についてレビューを求める際 (CDM M&P パラ 41) の手順の採択も求めた (FCCC/CP/2003/L.2 Annex II)。その他、理事会が更に方法論に関する作業を集中的に進めることや先進国の途上国への支援を強化すること (特に DOE に関して) や、情報公開を徹底すること等が書かれている。この結論案は特に問題なく COP 全体会合で採択された。

(蛭田 伊吹)

3 . COP9 及び SBSTA19 における吸収源 CDM ルール

COP7でやり残した京都メカニズムに関する最後のルール、「京都議定書12条規定に、新規植林、再植林を含めるための定義および規則」に関する議論 (通称: 吸収源CDMのルール作り) がCOP9でようやく終了した。SBSTA16 (2002年5月) から始まった当事項に関する作業は、その時決定した作業計画のとおりCOP9までに採択されるか最後まで予断を許さない状態だったが、Thelma Krug共同議長 (ブラジル)、及びKarsten Sach共同議長 (ドイツ) によって各国による膨大な数の提案が2年間かけて少しずつ収束させられていき、最終的にはたった17ページのルールとして採択された。環境保全もさることながら、各国の思惑が色濃く絡み合った難しい作業だったが、微妙なバランスを保って最終的な形まで導いた両議長の手腕は見事であったと言って良いのではないだろうか。COP9における議論は殆ど非公開で行われていたが、公開された会合について交渉の様子を以下にまとめる。

12月2日に行われたSBSTA全体会合にて最初の意見交換が行われ、各国は、会期前に行われた会合 (pre-sessional) での進捗を含め各国のスタンスを表明し、特にEUは有効期限付きクレジット案へ意見が収束してきたことをはじめ、クレジット期間についてはより長期に設定すること、モニタリングに関してはIPCCのLULUCFGPGを利用すること、社会・経済的事項に関してはホスト国の判断に任せ、EUが提示しているリストはプロジェクトを設計する際の透明性と一貫性を保つためのものであること等を説明した。また、カナダは保険つきクレジットアプローチの良さを改めてアピールした。その他、日本や途上国 (セネガル、タイ等) の多くは小規模プロジェクトの重要性を述べた。また、G77+Chinaは、

原住民及び当該地に住む人々（コミュニティー）のプロジェクトへの参加の重要性も訴えた。これらの意見を受けて、SBSTA議長は、今までどおりKrug氏とSach氏を共同議長に指名しコンタクトグループを設置した。

3日のコンタクトグループでは、Sach 共同議長から pre-sessional でまとめた共同議長による non-paper が紹介され、それを元に議論を行い最終的な規約作りを進めていくという道筋が提示された。Non-paper には、森林、炭素プール、プロジェクトバウンダリーといった定義がほぼまとめられ、「ベースライン」等言葉の定義も絞られたこと、新しい Appendix E（吸収源 CDM の環境及び社会経済的影響の分析に関する事項）等が示されている。また、Sach 共同議長はリーケージ、有効化(validation)及び登録、ノルウェー案（外来種及び遺伝子組み換え生物（Genetically Modified Organisms ; GMO）によるプロジェクトの禁止）DOE の役割等についても pre-sessional で目を通したことに言及した。特に、合意に難航している外来種と GMO の扱い、小規模吸収源 CDM、非持続性に考慮したクレジット（iCER 及び tCER）等の問題については、主に提案をしている締約国が代表となり異論のある締約国とコンサルテーションを行い、意見をまとめることと pre-sessional で決定したことが説明された。なお、コンタクトグループですべてを議論し決定することは不可能に近いことから、20 名程度（地域バランス等は考慮済み）の小グループでのコンサルテーションを行い、大筋での合意を試みることにした。

5日にはコンサルテーションの進捗状況が報告され、6日にはルールの共同議長案、及び COP 決定案・COP/MOP 決定案が発表された。そして最後のコンタクトグループ会合（9日）では、6日に提示されたものに若干変更を加えた案（最終的に採択されたルールと殆ど同じ）が「共同議長ノン・ペーパー」として提示された。Krug 共同議長はノン・ペーパーに関して、微妙なバランスの上に成り立っている案であることを強調し、内容について議論を再開しないように念を押した。それに対しアルゼンチン、カナダ、スイス、EU、ペルー、ブラジル等多くの国は、決して案に満足しているわけではないことを強調した上で合意した。又、オーストラリアは外来種及び GMO の扱いについて、ホスト国の主権であるということを COP 決定の中に特記するべきないことを述べ、US に賛同を受けた。というのも、特記することで他の条約でどう決定されようと UNFCCC では外来種と GMO をホスト国の判断に任せると意思表示しているように取られかねず、そのような先走った行動を懸念しているためである。しかし、その件については留意されるにとどまり共同議長案がそのままコンタクトグループで合意された。

9日のSBSTA 全体会合では、Krug 共同議長からルール案が説明され、各国から様々な思い入れが述べられたが、ルールには手が加えられることなく採択され、COP9 へ送られた。意見としては、オーストラリアからコンタクトグループの際と同じように外来種と GMO に関する意見が述べられた。しかし、もともと外来種や GMO を吸収源 CDM として認めるべきではないという案を出していたノルウェーからは、もっと厳しい内容にすべきという意見が出された。その他、カナダからは民間セクターの参加を促進すること等が述べられた。COP9 全体会合でもペルーから若干意見が述べられたが、何も変更されることなく採択された（FCCC/SBSTA/2003/L.27 を参照）。

ルールの主要点は以下のとおり：

- 1) 再植林とは基準年以來森林でない土地を森林にすることで、基準年は 1989 年末を採用。(マラケシュ合意 Dec.11/CP7 (FCCC/CP/2001.13/Add.1) ANNEX パラ 1 (c)と同様。)
- 2) 非永続性を考慮したクレジットについては Temporary CER(tCER:発行された約束期間の次の期間終了時に失効。失効する分の吸収量が実際には保たれていることが確認されればクレジット期間の終了時まで再発行される。)と、Long-term CER (lCER:クレジット期間の終了時に失効。5年毎に実際に吸収状態が維持されているか確認される。)のどちらかを選択できる。両ケースとも、発行した約束期間中には国の約束達成に使用できるが、次期約束期間への繰越は出来ない。また、吸収量が保たれていない場合は失効した分のクレジットを他のクレジットで補填する必要がある。
- 3) 小規模吸収源 CDM についてはホスト国が特定する低所得コミュニティ等が開発・実施する 8,000tCO₂/年以下のプロジェクトとし、8,000t を超えた吸収量分はクレジットとして認めない。(6日の時点では 10,000tCO₂/年であった。)
- 4) CDM の対象となっている範囲外において、プロジェクトによって生じた排出削減、及び吸収量の増加については、プロジェクトの効果として認めない。(範囲外におけるプロジェクトによって生じた排出増加と吸収量の減少については考慮される。)
- 5) クレジットが発行される期間(プロジェクトの実施期間)については、最高 20 年で 2 回まで更新可、又は最高 30 年で更新不可のどちらかを選択できる。
- 6) プロジェクト活動が環境・社会経済に負の影響を及ぼす場合は、ホスト国が提示する評価手順に従って評価を行わなければならない。(Appendix B に記載されており、Appendix E は削除。)

なお、小規模吸収源 CDM のルール、及びその実施を促進するための方法については、各国とも 2004 年 2 月 28 日までに事務局に意見を提出し、事務局は提出された意見を下に技術報告書を作成する。SBSTA20 ではその技術報告書を元に議論を行い正式なルールは COP10 で採択する予定。外来種及び GMO を利用するプロジェクト活動の実施に関してはホスト国が評価し、そのようなプロジェクト活動から発行されたクレジットの利用については附属書 I 国が評価すること、吸収源 CDM には出来る限り IPCC の LULUCFGPG の適用を奨励すること、及び、第 2 約束期間以降の吸収源 CDM の扱いは第 2 約束期間の交渉で議論することが COP 決定案に記載されている。

(蛭田 伊吹)

4. 土地利用、土地利用変化、及び森林に関するグッドプラクティスガイダンス

COP7 にて、締約国は、土地利用、土地利用変化、及び森林分野においてより不確実性が小さく、より正確な温暖化効果ガス (GHG) のインベントリー (inventory) を作成するために参考になるガイダンスの作成を IPCC に要請した (Dec.11/CP.7)。そのガイダンス (土地利用、土地利用変化、及び森林に関するグッドプラクティスガイダンス; 略称 LULUCFGPG) がこの度 11 月 3~7 日の第 21 回 IPCC 全体会で採択され、SB19 に提出

された。この LULUCFGPG を利用することで、各国がより透明で一貫性があり、他国との比較が可能なインベントリーを作成することが出来る。また、同じく IPCC に作成を要請していた「森林の土地劣化 (degradation) とその他植生の消失 (devegetation) の定義と排出目録の方法論的オプションに関する報告書」(通称: degradation and devegetation) も第 21 回 IPCC 全体会で採択され、これも SB19 に提出された。この報告書は、森林の土地劣化と植物減少に関する定義付け、及びその結果によるインベントリーの書き方と報告方法のオプションについてまとめられており、あらゆる土地劣化と植生消失について明確化し、京都議定書 3 条 4 項の下、適用行動を選択する際に不公平が生じないようにするため作成されている。

SBSTA 全体会合では、IPCC のタスクフォースインベントリーの共同議長である Thelma Krug 氏から LULUCFGPG の紹介があり、木材製品に固定されている GHG 量の算定方法などについても Appendix に書かれている事を説明した(各国は木材製品に固定されている GHG 量を算定する義務はない)。又、degradation and devegetation に関する報告書についても簡単に説明があった。その他、同じく IPCC に COP10 までに作成するという約束で要請していた GHG 排出源及び吸収源における直接的人為的影響を間接的人為的影響ないし自然効果から識別する方法に関する報告書(通称: Factoring Out) に関しては、IPCC 事務局の Renate 氏から、IPCC が現時点の科学的知見では炭素ストックへの直接的人為的影響をその他の影響から識別する包括的な方法論を提示できないと結論を出したことを伝えた。

これらの報告に対し、EU、日本、US、NZ は概ね報告の内容に満足だという見解を示したが、G77+China(ツバル)は Factoring out についてこのような結論が出てしまったことに懸念を示し、その他報告書についても国内の専門家と検討してからでなければ決定できないとした。これらの意見を聞いた上で Thorgeirsson SBSTA 議長は、Margaret Mukahanana-Sangarwe 氏(ジンバブエ)及び Audun Rosland 氏(ノルウェー)に、コンタクトグループを設置し第 1 に LULUCFGPG と報告フォーマット(条約の下での報告フォーマット)、第 2 に degradation & Devegetation、第 3 に Factoring out という順番で検討するよう指示した。

コンタクトグループ会合は 5 回行われ、その間ツバルは一貫して、報告書について国内の専門家と検討する時間がないことに懸念を示した。しかし、EU 等多くの国は一日も早く LULUCFGPG を条約と京都議定書両方に対して採択し国家インベントリーを用意する必要性を訴えた。また、Factoring Out に関しては、G77+China や EU から第 2 約束期間の前にこの問題について検討する必要性を述べたが、US は IPCC にこのようなことをやらせるべきではないという意見を述べた。

9 日の SBSTA 全体会合では、結論案と決定案が発表され、特に問題なく合意された。また、COP 全体会合でも決定案が検討され、採択された。採択された内容は以下の通りである。

結論 (FCCC/SBSTA/2003/L.22)

1) 京都議定書の下での LULUCF 分野における共通の報告書フォーマット (CRF) の表

(FCCC/SBSTA/2003/INF.11)については、LULUCFGPGをベースにSBSTA20にて検討し、COP10に決定案を出す。

- 2) 各国は2004年2月15日までに1)の表、及び年次GHGインベントリー情報の要件について意見を提出し、事務局はその意見を元に表をアップデートする。
- 3) devegetation & degradationについては、SBSTA20で検討する。
- 4) 各国は2004年3月15日までに3)の報告書について意見提出。
- 5) Factoring Outについては、2004年4月15日までに各国が意見を提出し、SBSTA20で検討して次のステップを決める。

決定 (FCCC/SBSTA/2003/L.22/Add.1)

- 1) LULUCFGPGを受諾する。附属書I国はこのGPGを利用して2005年以降の条約の年次インベントリーを作成しなければならない。(京都議定書に関する部分については、COP10まで検討中なため、利用しなくてよい。)
- 2) 試行として、2005年のインベントリーの提出までAnnex I及びIIIにあるCRFの表を利用し、各国はその使い勝手やリクエストについて2005年5月15日まで事務局に意見を提出する。事務局はそれら意見をまとめ、SBSTA23で検討する。また、AnnexIIにあるtechnical modificationsを利用する。
- 3) 附属書I国は、国別報告書を作成する際にもLULUCFGPGを利用することを勧める。
- 4) 事務局は、年次インベントリーの報告ガイドラインにCRF表とtechnical modificationsを組み込むこみ、2004年7月までに1冊にまとめる。
- 5) 2005年4月15日までに、CRFの表を開発中の報告ソフトウェアに組み込むこと。
- 6) 事務局はIPCCとともにLULUCFGPGの翻訳と普及に努めること。

(蛭田 伊吹)

5. 木材製品に関する事項

木材製品のGHG固定量の推定、報告、計算方法に関する技術報告書は、SBSTA15にて事務局が作成要請を受けたものである。SBSTA19では、その技術報告書が全体会合にて紹介された。技術報告書には、木材製品に関する定義や、木材製品の炭素固定量や木材製品の取引量といったデータ、炭素固定量の推定と測量方法の説明等が含まれている。その他、様々な計算方法の社会経済、及び環境への影響についても説明している。

事務局の報告を受けEU、ツバルを始め多くの国は技術報告書の作成を歓迎し、第2約束期間の検討事項として今後も意見交換を続けていくことを支持したが、中国は時期尚早だとした。その他主立った意見としては、1つのアプローチに合意することや報告する際の輸出入の区別の重要性(US)、森林の空気に酸素を送り込む能力、風の流れへの影響、紫外線の吸収といったファクターも考慮する必要性(エジプト)、木材製品のUNFCCC締約国・非締約国間、及び附属書I国・非附属書I国間の取引問題(スイス)等が挙げられる。これらの意見からThorgeirsson SBSTA議長は、土地利用、土地利用変化、及び森林におけるGHGインベントリーを作成するためのガイドンス(LULUCFGPG)についてのコンタクトグループと合同で、Margret Makuhanana-Sangarwe氏(ジンバブエ)及び

Andun Rosland 氏 (ノルウェー) の共同議長の下検討するよう指示を出した。

コンタクトグループ会合では、4 日に 2004 年 4 月 15 日までに各国意見を募集し SBSTA21 で見直しを行うという共同議長案が提示されたが、LULUCFGPG を考慮して意見提出するという記述に関してはペンディングのままとされた。しかし、8 日のコンタクトグループで Mukahanana-Sangarwe 議長が、LULUCFGPG を UNFCCC で利用することに合意したと報告したことから、結論案には LULUCFGPG を考慮するという言葉が入る形となった。

結論案 (FCCC/SBSTA/2003/L.21) には、附属書 I 国がその国家インベントリ報告書の中で、既に森林の伐採による排出量と伐採された木材から作った製品による炭素固定量を推測し報告していることから、その方法を留意した上で、以下の 3 点が挙げられている。

1. 2004 年 4 月 15 日までに、LULUCFGPG 等を考慮した上で当議題について意見を提出する。
2. 提出する意見の中で各国が挙げる問題 (特に輸出入時の統一された計算方法の必要性等) について SBSTA20 及び 21 にて検討する。
3. 予算が許せば SBSTA21 前までにワークショップを開催し、報告書を作成する。ワークショップの検討範囲は SBSTA20 にて合意する。

以上の結論は SBSTA 全体会合で特に問題なく採択された。

(蛭田 伊吹)

6 . UNFCCC における IPCC 第三次報告書 (TAR) の利用方法について

IPCC の第 3 次評価報告書 (TAR) をどのように UNFCCC (SBSTA) の活動の中で利用していくかということについて検討している当アジェンダは、SBSTA16、17、18 と大揉めた結果、SBSTA19 から新しいフェーズに入った。SBSTA18 で決定した 2 つのアジェンダ (「気候変動の影響、脆弱性、及び適応措置の科学的、技術的、社会経済的な側面について」、「緩和措置の科学的、技術的、社会経済的な側面について」) の下で検討されることになった当事項は、TAR を「定期的に参考にする資料」と位置づけており、TAR という名前の下で検討している割にはその報告書の内容とは若干異なるところで議論されている。

COP9 初日の SBSTA 全体会合では Thorgeirsson SBSTA 議長より、会期前に行われた会合での要旨が説明され、この新アジェンダ (TAR というよりも「適応措置と緩和措置」) を検討するアプローチとして情報や経験の共有を促進すること、データ及び情報が欠落している部分を特定すること、及び政策に相応しい分析を行うことの 3 つが挙げられた。また、適応措置・緩和措置が持続可能な発展に貢献する方法や機会についても言及された。SBSTA 議長の説明に対し、G77+China は適応措置の必要性を考慮し長期的な措置ばかりに焦点を当てないこと、新アジェンダの検討が途上国に対する新しい約束の導入につながることを改めて確認するように述べ、いかに先進国と途上国間の不信が根深いかを印象付けた。また、サウジはこのアジェンダを条約 4 条 (温室効果ガスの削減によって影響を受ける国々への考慮や援助を含む、締約国の約束について定めている条項) の範囲内で検討することを強調した。以上の意見を得て SBSTA 議長は自らが議長となりコンタクトグループを設置した。

最初のコンタクトグループはその晩に行われ、2 つの新アジェンダの下で取り扱うテー

マ、SBSTA20(2004年中旬)までの進め方、及びCOP決定案について議論を行った。議論の中で、サウジ、オーストラリア、及び中国は「現実的なステップ」ということに重点を置き、特にサウジは長期的な作業プログラムを作成することを提案した。また、オーストラリアとノルウェーはSBSTA20にてラウンドテーブル会合を行うことを提案した。その他、US、日本、カナダは情報交換の重要性を述べ、NZは情報交換センターを設立することを提案した。

4日には第2回目のコンタクトグループが開催され、SBSTA議長からCOP決定案及び結論案が提示された。決定案は、特に何かを「決定」しているわけではなく単にこの議題について扱っている理由(締約国が条約の目的を達成するためのオプションを決定する際に参考になるように。)や扱う主なテーマ等を明記するにとどまっていた。また、結論案にはSBSTA20にそれぞれのアジェンダについてラウンドテーブル会合を行うこと、及び、それまでの活動(事務局に、締約国や国際機関等の気候変動の脆弱性、影響及び適応を評価する方法に関して技術報告書をまとめてもらう。)について示されていた。議長案に対してG77+Chinaは、現時点では当アジェンダにおける議論がまだ不十分であることからCOP決定を提出することには反対と述べ、結論案と決定案を統合して1つの結論案を作成することを提案したが、オーストラリア、EU、日本等は今まで2年間の議論の一応の結論として作成することの必要性を強調し議長案を支持した。その他、G77+Chinaはワークショップを行うことも提案したが目的が見えないということを議長から指摘された。更に、事務局が適応措置に関する方法を技術報告書にまとめるという点についても、事務局がまとめる(優先順位をつけてしまう)ことに懸念を示し反対した。また、EUは適応措置のみでなく緩和措置についても同じように報告書を作成すべきであることを指摘し、カナダは事務局が作成するのではなく、各国が意見を提出し事務局が編集することを提案した。

第3回コンタクトグループ(5日)にてSBSTA議長は、G77+Chinaやアンブレラグループといった各グループの中では意見が統合されてきていること、どのように検討するかというプロセスだけではなく、実際に検討を始めたいとすべての締約国が思っていること等を述べた上で、SBSTA20の会期中にそれぞれ適応と緩和に関する2つのワークショップを行うこと、新たな意見提出は要求しないことの2点を提案した。ワークショップに関しては、会期中に開催することで多くの途上国からの参加者を得られることから、サウジ、中国、オマーンをはじめとした途上国が賛成したが、実際どのような内容を議論するのかを決定するプロセスにも参加したいと訴え、EUやスイス等からの理解を得た。また、意見提出に関してG77+Chinaはまだ多くの国から提出がないことや前回の意見提出の主旨が明確でなかったことを指摘し、もっと明確で建設的な意見提出を求めた。その他、オマーンや中国は途上国を代表して、当アジェンダの作業はあくまでもお互いの理解を深めることを目的としており、第2約束期間の約束につながらないように訴え、オーストラリアに支持された。5日の会合の最後には新しい議長案が配布され、翌日のコンタクトグループまでにドラフトをまとめていくこととなったが、それ以降、議論が難航したらしくコンタクトグループ会合が開催されないままSBSTA全体会合を迎えた。

全体会合で発表された内容は次のとおりである。

結論案

- 1) SBSTA20 にて、先に決定した2つのアジェンダ(「気候変動の影響、脆弱性、及び適応措置の科学的、技術的、社会経済的な側面について」、「緩和措置の科学的、技術的、社会経済的な側面について」)の下、特に「持続可能な発展」、「(気候変動に適用する、または気候変動を緩和する)機会と解決法」、「(気候変動の)脆弱性とリスク」という3つのテーマに沿って議論を開始すること
- 2) 以上の3つのテーマについて各国政府が2004年3月15日までに事務局に意見を提出すること
- 3) SBSTA20 にて2つのアジェンダの下でそれぞれワークショップを開催し上記テーマについて議論すること
- 4) SBSTA20 にて次の活動ステップについて合意すること

COP 決定案

- 1) SBSTA20 で2つのアジェンダの下、各国の経験や情報を共有することに焦点をおいで活動を開始すること
 - 2) COP11 にてこの事項について報告すること
- 具体的な内容は何も無いが、決定案を作成することそのものに強硬に反対していたG77+Chinaに配慮した結果と思われる。

以上は、既にインフォーマルコンサルテーションで地域グループ間の調整が十分になされていたため各国からクレームが出ることもなく採択された。ただしロシアからは、TARにはすべての締約国に当てはまる気候変動の化学的根拠が示されていることが強調され、SBSTA19報告書に記録しておくように求められた。COP決定案は、12日のCOP全体会合でも特に問題なく採択された。

(蛭田 伊吹)

7. 京都議定書7条4項(登録簿)について

SBSTA18では、Murray Ward議長(ニュージーランド)による関係者間での非公式折衝が実施され、SBSTA18最終日までに結論文(FCCC/SBSTA/2003/L.6)が用意された。この結論文によると、登録簿システム間のデータ交換のための技術基準を2003年中に終了するために、附属書 国に対して適切な資金捻出を要請していた。SBSTA19では、12月9日にMurray Ward議長が議定書7.4条(登録簿)に関する非公式折衝について報告した。事務局が取引ログを開発することを重点的に取り上げる必要性を強調し、2004年の初旬からCOP10までに、附属書 締約国にUNFCCC補助的信託基金に貢献するための特別な努力をするよう要請し、附属書 締約国に登録管理者を指名するよう進言した。

(FCCC/SBSTA/2003/L.20)

(矢尾板 泰久)

8. 国別報告書

8-1 非付属書 締約国の国別報告書

SBIは、第1回国別報告書の第5次の編集及びまとめに関する考察を、Sok Appadu議長(モーリシャス)のもとコンタクトグループを開催し、非付属書 締約国の国別報告書

の検討を進めることにした。

3日のコンタクトグループで参加者はCGE(専門家諮問グループ)の各主題グループそれぞれの地域専門家の割り当て、ワークショップへの資金手当について議論した。米国は地域ベースではなく、国別報告書の作成状況に基づいてワークショップを企画するよう提案し、EUはそれを支持した。

4日のコンタクトグループでは、第2次及び当てはまる場合には第3次国別報告書の提出に関する問題に対応した。米国は、非付属書 締約国の国別報告書は、初回報告書の提出後4年以内に提出されるべきで、LDCは報告書を5年おきに提出されるべきだと提案し、温室効果ガス目録の提出に関しては、非付属書 締約国は同目録を2年ごとに、LDCは5年おきに国別報告書の一部として提出されるべきだと提案した。

5日のコンタクトグループでは、ワークショップをどう企画するべきかを議論した。EUはワークショップで一つの議題だけを取り上げるよりも、組み合わせアプローチで全ての主題分野を取り上げることが出来ると提案したが、G77+Chinaはこれに反対し、タイは、そのようなアプローチが必ずしもワークショップの「効果と効率」を強化するものではないと主張した。

6日のコンタクトグループでは、GEFに対する追加ガイダンスの議題項目に基づく総括決定書の中での検討を目的に送る文書を取り上げ、パラグラフに関する非公式折衝を行い、意見を事務局に提出することで合意した。

第2回国別報告書及び当てはまる場合には第3回国別報告書を提出するタイミングについて、G77+Chinaは国別報告書の作成は継続するものであるべきだが、提出の頻度は議題ではないと指摘した。

8日のコンタクトグループでG77+Chinaは国別報告書の提出が、UNFCCCの実施をタイムリーに評価するための十分な情報の獲得を確実にするものであることを認めた文章の削除を提案した。EUは、国別報告書がCOPによるUNFCCCの実施についての調査を助けるとの文章を提案した。G77+Chinaはこれに反対し、同グループ内部でこの問題について折衝すると述べた。

一日中結論書案およびCOP決定書案の検討を続けたのは9日のコンタクトグループであった。国別報告書の提出に関する決定書案について、G77+Chinaは提出は資金の入手によって決められるとする文章を示唆した。EU、米国、豪州は、第2次国別報告書が資金入手後3年以内に提出されることを求める文書に賛成した。G77+Chinaは、提出の頻度について話し合うつもりはないことを強調した。10日には、COPに対し決定書草案(FCCC/SBI/2003/L.23)を提出することで合意した。

SBI 結論書：

1) CGE 作業に関する結論書 (FCCC/SBI/2003/L.24)

- ・ SBIは2003年~2007年のCGE作業プログラムに留意する。
- ・ SBIはCGEおよび事務局に国別報告書の様々な分野に携わる専門家を招くとともに、ワークショップの効果や効率を高めるために、行動の国別適応プログラム(NAPA)などの他の関連活動およびプログラムを考慮するよう要請する。

- ・ SBI は現存の資金・技術的リソース配分は CGE の作業ニーズを満たすためには十分ではないことを認識すると共に、附属書 締約国に資金的な貢献を行うよう求める。
 - ・ SBI は CGE に GEF/UNDP/UNEP の国別報告書支援プログラムの活動を考慮するよう促す。
- 2) 資金・技術的支援の供給に関する結論書 (FCCC/SBI/2003/L.25)
- ・ SBI は、締約国に引き続き GEF との経験および国別報告書作成に関連する実施機関についての意見を提出するよう求め、GEF 事務局には同情報を編集し、SBI に提出するよう要請した。
- 3) 第 2 次、および当てはまる場合には第 3 次国別報告書の提出に関する結論書 (FCCC/SBI/2003/L.30)
- ・ SBI は SBI20 で同案件の検討を継続することに合意する。

COP 決定書：

- ・ 初回国別報告書の第 5 次編集統合を検討する決定書 (FCCC/SBI/2003/L.23)。多くの非附属書 締約国締約国は資金調達のためのプロジェクトを提出した。国別報告書の準備期間に構築されたキャパシティビルディング維持のためにはキャパシティビルディングと支援の強化が必要である、第 2 次および当てはまる場合には第 3 次国別報告書を作成するに当たって非附属書 締約国の国内キャパシティビルディングを強化するための資金・技術的支援が引き続き必要である。COP は、2005 年 4 月 1 日までに提出される初回国別報告書に含まれる情報の編集統合、及び非附属書 締約国の資金調達のためのプロジェクト案の実施を円滑にするための可能な手段に関する文書の作成をするよう事務局に要請する。

(矢尾板 泰久)

8 - 2 附属書 締約国の国別報告書

第 3 回附属書 締約国の国別報告書は 36 の国々が提出をした。José Ovalle (チリ)および Michael Zammit-Cutajar (マルタ)を共同議長として審議は継続されたが、決定書は採択されなかった。G77 + China は附属書 締約国における排出量増加の傾向に不満の意を述べた。サウジアラビアやアラブ首長国連邦等は途上国に対する対応策の影響に関する懸念の考えを示した。EU と日本は排出量削減に関する取り組みを報告し、京都議定書の目標達成の進捗状況を述べた。ロシア、スロベニア、ベラルーシなどは、これらの国々で排出量が減少したのは GDP と排出量との切り離しのためで経済低迷が原因でないと述べた。アルゼンチンは排出濃度測定の適合性に問題があるとして不快の意を表した。米国は京都議定書規定の約束に言及することは時期尚早であり、先進締約国による約束達成 (4.2 条 a・b) の解釈に疑問の考えを示し、国際航空輸送への着目に反対した。

(矢尾板 泰久)

9 . 途上国関連事項

9 - 1 特別気候変動基金 (SCCF) 交渉の行方

デリーの決定書を実現し COP9 で基金に関する交渉を結論づけるためには多くの仕事が山積みになっていることは明らかであった。多くの締約国が、適応、キャパシティビルディング (能力向上)、技術移転を特別気候変動基金 (SCCF) の優先分野として認識していた。2 日の会合で、EU は SCCF が二国間および多国間の資金源からの追加資金をもたらす触媒となるべきであると述べた。Rawleston Moore (バルバドス) 及び Frode Neergaard (デンマーク) を共同議長とするコンタクトグループが COP 決定書案を作成することとなった。

3 日の会合では、EU とカナダは、SBI18 の結論書に基づいて作成する必要性を強調し、ナイジェリアは G-77 + China に代わって、SBI18 への同代表の提案をベースに作業するべきであると述べた。コロンビアは、ペルーとともに、プロジェクトを小規模、中規模、大規模と分類するよう提案した。G-77 + China は、資金源とメカニズムの分散を議論することの重要性を強調した。EU は、SCCF が、適応活動を主流として支援するべきであると述べた。パキスタンは、再生可能エネルギーを可能にする環境への資金提供、特に GEF でカバーされないところへの資金提供の重要性に焦点を当てた。南アフリカは、SCCF の持続可能性を確保するための資金レベルを考える必要があると述べた。ウガンダは、SCCF が LDC 基金で利用可能な資金レベルに影響を与えるべきではないことを強調した。

4 日の会合では、ナイジェリアが G77 + China に代わって、COP 決定書案は交渉のたたき台として使えないと述べるとともに、レビュープロセスを含む運用手順に関して十分な指針を含んでおらず、基金の追加に関する言及も欠落している点を強調した。同国はまた共同議長に新たな決定書案を作成し、G-77 + China が内部折衝を行えるよう会合を延期するよう要請した。一方、同決定書案に関してささいな懸念を指摘しながらも、EU、カナダ、ノルウェーは、同案は交渉のための良いたたき台になると述べた。SCCF 交渉での付属書 I 締約国と非付属書 I 締約国間の意見の食い違いがあることは明らかとなっている。

10 日の会合で、SBI はさらなる行動のため、決定書草案 (FCCC/SBI/2003/L.31) を COP 議長に提出することで合意した。G77 + China は、アルゼンチン、中国、サウジアラビアとともに、この問題での進展がないことへの懸念を表明し、先進国側は COP7 での義務の達成を怠っていると述べた。EU は、COP9 で SCCF に関する作業をまとめるとの約束を表明した。

COP 決定書 :

決定書 (FCCC/CP/2003/L.8) において、SCCF は UNFCCC の実施を支援し、WSSD 及び MDG の達成に貢献し、気候変動に関する考慮を開発活動に統合することに貢献することに留意している。COP は国別報告書もしくは NAPA、及び希望する締約国によって与えられた他の関連情報を考慮し、適応活動の実施を支援することを決定している。SCCF のリソース利用に関して、COP は優先分野において現在 GEF によって資金調達されている活動を補完する技術移転活動、プログラム、手段の資金源としてリソースを利用することを決定している。その優先分野とは、技術ニーズ評価結果の導入、技術情報、技術移転の

(財)地球産業文化研究所

ためのキャパシティービルディング等の可能な環境である。また COP は、経済的多様化に関連する活動への資金調達を決定し、締約国に SBI21 および COP10 で検討を進めるために活動、プログラム、手段に関するさらなる意見を 2004 年 9 月 15 日までに事務局に提出するよう求める。

(矢尾板 泰久)

9 - 2 地球環境基金 (GEF) について

COP9 では、GEF 報告書について、Stoycheva SBI 議長は自身で COP 決定書案を作成すると表明した。GEF に対する追加的指針については、Andrea Albán (コロンビア)が関連コンタクトグループの議長たちと協調して非公式折衝を行い、COP 決定書の集大成案を作成することとなった。

2日の会合では、GEF は、気候変化に関する同基金のイニシアティブを強調した。タンザニアは LDCs に代わり、LDC 国別適応行動計画の承認手続きを早めるよう促した。中国とブラジルは、第二回国別報告書への資金供与加速化を求めた。アルジェリアは、進展も資金提供もないことへの懸念を表明した。

10日、非公式折衝の後、SBIは GEF への報告について、決定書草案(FCCC/SBI/2003/L.27)を合意した。GEF への追加ガイダンスについて、SBIは、決定書草案(FCCC/SBI/2003/L.28)を合意した。

GEF 報告書の COP 決定書：(FCCC/SBI/2003/L.27)

COP は GEF にキャパシティービルディングを強化する戦略的アプローチの実施に関して、及び UNFCCC 第 4.5 条 (開発と技術移転) の実施を強化するための意義ある効果的な行動のための枠組みに関して COP10 に報告するよう要請すると決定。

GEF に対する追加指針の COP 決定書：(FCCC/SBI/2003/L.28)

COP は GEF に国別報告書作成を支援するための「地球プロジェクト」の業績を監視するとともに、「地球プロジェクト」の対象になっていない非附属書 締約国による国別報告書の作成にタイミング良く資金を供給することを要請する。キャパシティービルディングに関して、COP は GEF に決定書 2/CP.7(途上国におけるキャパシティービルディング) 3/CP.7 (経済移行国 EIT におけるキャパシティービルディング) 附属のキャパシティービルディングの枠組みを実施するための支援を行うよう要請する。技術移転関連の案件に関して、COP は GEF に技術ニーズ評価に関する可能な活動を引き続き支援するよう要請することを決定。又、COP は GEF に教育、訓練、啓発活動において支援を継続するよう、及び適応に関する気候変動重要分野において新たな戦略的優先事項をできるだけ早く運用可能にするよう要請する。

(矢尾板 泰久)

9 - 3 途上国へのキャパシティービルディング活動：実施枠組みの包括的な見直しについて

UNFCCC は Dec.2/CP.7 "Capacity building in developing countries (non-Annex I

Parties)の para 9 で、COP9 及びその後 5 年毎にキャパシティビルディングの枠組み実施の包括的な見直しを行うことを決定し、Dec.3/CP.7"Capacity building in countries with economies in transition"の para 4 でも、経済移行国におけるキャパシティビルディングの枠組み実施の有効性について定期的に見直すことを決定している。しかし、SBI18 で見直しに関する方法及び今後の予定等を検討した結果、COP9 で見直し活動を行うことには無理があることから、COP10 までに完了させることにし、SBI19 にて必要な活動及びステップについて決議案を作成・採択することとした。又、経済移行国におけるキャパシティビルディング活動の見直しは、国別報告書をベースとする決議案を COP9 で採択することとした。

SBI18 での結論を受け、SBI19 では Dechen Tsering 議長（ブータン）の下でコンタクトグループ会合が行われ、より具体的な作業について検討を行った。例えば、各国からはキャパシティビルディング活動の実施状況をモニタリングする業績指標の作成（G77+China）、GEF と UNFCCC の作業の調整や経験から学んだこと等を文書の形に残すことの必要性（EU、日本、スイス）、技術移転のアジェンダの下で検討されているキャパシティビルディング活動との連携、ワークショップの必要性等が提案された。最終的に採択された決定案（FCCC/SBI/2003/L.19）には、主に以下の点が挙げられている。

決定案

- 1) COP10 にて第 1 回目の包括的見直しを行う。
- 2) 途上国におけるキャパシティビルディング活動の範囲と効果について、事務局に報告書を作成してもらい、SBI20 で検討する。
- 3) 2004 年 2 月 15 日までに 1) 以外の追加情報を各国が提出する。
- 4) 予算が許せば SBI 議長が技術的な会合を開催する。
- 5) 経済移行国には、国別報告書を作成することを奨励する。国別報告書を作成するにあたって考慮すべき点は以下のとおり：
 - (a) キャパシティビルディング活動を促進する環境作りについて
 - (b) 良好事例について
 - (c) ニーズ、優先度、オプションについて
 - (d) キャパシティビルディング活動がどのように実施されているかについて
 - (e) 他の経済移行国との協力状況について
 - (f) 活動を調整する国の制度上のキャパシティについて
 - (g) 利害関係者の参加状況と、キャパシティビルディング活動へのアクセスについて
 - (h) 資金・資源等について
- 6) 事務局は、経済移行国の国別報告書や GEF からの情報等を収集し、経済移行国におけるキャパシティビルディング活動についての統合報告書を作成する。

(蛭田 伊吹)

10 . 技術移転について

事務局は UNFCCC 技術情報センター（TT:CLEAR）を 2 日のプレナリーで提案した。技術移転専門家グループ(EGTT)の議長である William Kojo Agyemang-Bonsu 氏（ガーナ）

は2004年のEGTT作業プログラム案を提示した。カナダは、政府と民間部門の協力関係の重要性を強調した。

3日のコンタクトグループでは、将来のEGTT作業プログラムの要素を協議した。日本、米国、カナダ、EUは、EGTTの作業プログラム案が野心的であっても管理可能であるとの見解を示した。G77+Chinaは、技術的なニーズ評価、TT:CLEAR、可能にする環境、キャパシティビルディング(能力向上)、メカニズム、革新的な資金手当てと会議の頻度などに焦点を当てた作業プログラム案に関するペーパーを配布し、後にさらに推敲した。共同議長の方で結論書草案を作成することとなった。

4日のコンタクトグループでは、共同議長結論書草案を検討した。EUはGEFに対する指針に関する同案を、GEFへの追加的ガイダンスについての議題項目のもとではなく、SCCFに関する議題項目において検討用にSBIに提出することを示唆した。

6日のコンタクトグループでは、共同議長の結論書草案を検討した。ガーナとタイは、国際機関やその他の機関からの支援に関する文章の変更を提案した。米国は、EGTTの作業プログラム実施のため「必要となる可能性がある」資金源を考える必要性を指摘する文章を提案し、タイとガーナは、EGTTがより多くの資源を「必要とする」と述べる文章を支持した。カナダは、資金的なニーズへの予断に懸念を表明した。中国とマレーシアは、資源配分とEGTTへの支援要請のパラグラフを合わせるよう提案した。G77+Chinaは、途上国へ技術を移転するための先進国の「押しボタン要素」強化、技術移転の評価、環境上優れた技術の共同研究に関する文章を提案した。EUは、国別報告書の中で技術移転に関係するキャパシティビルディング(能力向上)活動について報告することに関し、文章を提案した。

9日のコンタクトグループでは、共同議長の Terry Carrington 氏(英国)が、コンタクトグループの作業について報告し、結論書草案を提出した。SBSTAはこれを採択した。

SBSTA 結論書：(FCCC/SBSTA/2003/L.18)

- ・ 2004年のEGTT作業プログラムを承認する。
- ・ 2004年のEGTT作業プログラムの完全実施には、追加的補充リソースが必要であることに留意する。
- ・ 締約国が、国別報告書で技術移転に関するキャパシティビルディングについてより具体的な報告を含めるよう促し、技術移転、訓練、キャパシティビルディング活動を補完する技術ネットワークおよびパートナーシップを促進し支援するよう促す。
- ・ UNDPなどに技術ニーズ評価および技術移転キャパシティビルディング活動の実施についてEGTTに情報提供するよう求めた。

又、SBSTAは、事務局に対し、リソースがあれば開発および技術移転に資金供給を行うための革新的オプションに関するワークショップを主催するよう求めた。

(矢尾板 泰久)

11. その他の注目事項

11-1 カナダ提案

第一約束期間において温室効果ガス低排出エネルギーの輸出により得られるクレジットを

年間7,000万CO₂トンまで認めるように求めた提案(カナダ提案)にSBSTAは第16回会合で留意した。第17回および第18回会合でかかる問題を検討したが合意に至らなかった。カナダは長期的な視点で今後も専門家による協議を実施するよう求めていた。第一約束期間にこだわらず、第二約束期間以降の検討課題として取り入れるよう要請していた。SBSTA19でも、カナダはこの問題についての見解を各国に求めるように促した。カナダ提案にSBSTA18の時と同様にロシアは賛成したが、EU・G77+Chinaや他の国々は反対した。今回も合意に至らなかったが、カナダは今後進捗が見られることを強く望んだ。SBSTA20での継続課題となった。(FCCC/SBSTA/2003/L.23)

(矢尾板 泰久)

11-2 ブラジル提案

歴史的累積排出量によって各国の排出削減目標に差異をつけるというももとのブラジル提案は1997年5月に京都議定書交渉で紹介された。京都議定書には採用されなかった当提案は、その後2回の専門家会合を経て、SBSTA17に科学的な知見から歴史的累積排出量と気温の上昇の関係を、モデルを利用して研究することと決定された。更にSBSTA20(2004年中旬)には進捗状況を報告し、同会合にてサイド・イベントも開催されること、及びSBSTA23(2005年中旬)には研究の進捗状況についてレビューすることもSBSTA17にて決定されている。

研究では、気候モデルを利用して世界4地域(1990年のOECDメンバー、東欧及び旧ソビエト連合国、アフリカ・ラテンアメリカ・中東、アジア)の歴史的蓄積排出量による平均気温変化や海抜上昇、放射強制力の変化等についてデータを収集し、結果の感度や不確実性について検討等を行っている。この研究が今後どのように扱われるのかは不明だが、歴史的累積排出量と気候変動の関係が科学的により明確になることにより、将来の世界各国の活動を方向付ける際に参考になる情報を提供出来る可能性もあり、全締約国にとって目の離せない提案であることは確かである。

COP9では、そのブラジル提案の進捗として2003年9月8~9日にドイツ(ベルリン)で行われた第3回専門家会合の結果が報告された(FCCC/SBSTA/2003/MISC.13)。専門家会合では、新しい研究成果やデータが発表され、そのすべてが公式ウェブサイト(www.match-info.net)に公開されている旨が述べられた。ワーキンググループでは気候システムのプロセスや排出量といったデータの説明や、研究するに当たっての科学的な疑問点の特定に関する新しい活動、期待される研究成果とそのスケジュール、気候の非線形(non-linear)な変化の属性を見つける方法等が議論されたことが報告された。また、2005年までの作業を「気候変動への寄与を評価するアドホック・グループ(Ad-hoc group for the modeling and assessment of contributions to climate change: MATCH)」と呼ぶことにし、暫定作業プラン及び委任条項についても検討したことを報告した。このアドホック・グループへは、ECOFYSが事務的・科学的支援を行うこととなっている。その他、科学的調整委員会のメンバーが選定されたこと、今後のプロセスのガイドを近々作成すること、次回専門家会合は2004年3月に予定されていることも述べられた。更に、MATCHの進捗を2005年まで毎回SBSTAで報告することを提案した。

以上の報告に対しサウジは、専門家会合に出席しているメンバーは限定されており、研

究の方向性も既に決められており、更に成果物の peer-review も行われていないことから、この研究の信頼性はないと述べたが、ブラジル提案の研究をリードしているブラジル及び UK は、今後成果の peer-review も行う予定であることを言い添え、更なる作業の透明性に努めることとした。

(蛭田 伊吹)

1 1 - 3 サウジアラビア提案

SBSTA16 から議論されている内容で、京都議定書 2 条 3 項の「先進国は気候変動に対応する政策及び措置の国際貿易に対する悪影響を考慮する」ということに対してサウジアラビアは COP9 の暫定議案にし、条約 4 条 8 項 9 項の下だけでなく、京都議定書の下でもこの件に関する考慮をハイライトするよう提案した経緯がある。今回も、サウジアラビアは実施を進めるように促した。SBSTA19 でも、議論が行われたが、合意には至らず、SBSTA20 へ持ち越しとなった。(FCCC/SBSTA/2003/L.24)

(矢尾板 泰久)

1 1 - 4 2004 年度～2005 年度の予算

2 日目の SBI 会合で日本は、2004 年度から 2005 年度の予算について名目ゼロ成長予算への支持を強調した。EU は、適切で確固とした資金源の重要性を強調し、COP が将来予算の通貨としてユーロの採用を検討するよう提案した。米国は、予算の構造とレベルに関する懸念を再度述べ、事務局の基幹予算に京都議定書の開発コストを含めることに反対した。同代表は、オーストラリアとともに、UNFCCC と議定書の予算を分割するよう呼びかけた。Stoycheva 議長は、John Ashe (アンティグアバービューダ) を議長とするコンタクトグループが結論書草案と決定書草案を作成すると述べた。

3 日目、G77 + China は、効率の改善、資源の迅速活用等と呼びかけ、事務局の基幹予算に議定書関連活動を入れることに支持を表明した。同代表は、持続可能な開発プログラムへの資源の配分が、キャパシティビルディング(能力向上)、技術移転、適応、UNFCCC6 条(教育、訓練、啓発)に関するニューデリー作業プログラムの実施を支援するには不適切であると述べた。また同代表は、UNFCCC 関係プロセスへの途上国の参加を支援するため、より多くの資源をと呼びかけ、国連の評価のものさしを適用することに反対した。UNFCCC 事務局長の Waller-Hunter は、コスト効率を高めるため、事務局でも対策を取っていることを指摘した上で、こういった対策はともかく、事務局として、「より少ないものでより多くをやりとげる」ことはできないと、参加者に警告した。

4 日目、ニュージーランドは優先順位の高い作業を持続可能にし、事務局が革新的かつ効率的なサービスを供給できるような予算の必要性を強調した。G77 + China およびウガンダに支持を受け、ニュージーランドは 9% の予算増加の選択肢に賛成した。また、主要予算に議定書の開発活動を含めることを支持した。

6 日目、John Ashe 議長は、COP 決定書草案を提出した。南アフリカは、CDM の速やかな開始を容易にするための措置が、任意拠出の資金でまかなわれることへの懸念を表明した。ノルウェーは、9% の予算増額を支持し、日本はゼロ成長予算支持及び基幹予算から補助的な信託基金に暫定割当額を移動するとの立場を再確認した。EU とニュージーランド

は、議定書の開発活動は基幹予算に残されるべきであると述べた。議定書と UNFCCC で別々の規模と予算とするとの米国案に対して、Ashe 議長は、議定書締約国が資金を出すアプローチを策定し、2004 年 1 月から開始するよう提案した。

9 日目、プログラムに関するライン・アイテムと運用資金準備金を含めるために議定書に関する準備活動用として 2004～2005 年の見積りコストの表が修正されたことに留意した。SBI は、修正通り決定書を COP に提出することに合意した。

(FCCC/SBI/2003/L.22)

- ・ 2004 年度～2005 年度の予算は約 6% 増との結果。
- ・ 予算は、UNFCCC 関連の予算と議定書関連の予算を含む。
- ・ 予算は US \$ 約 3480 万。その内、議定書関連として US \$ 約 545 万の予算を計上する。

(矢尾板 泰久)

1 2 . 閣僚級会合の概要

12 月 10・11 日に行われた閣僚級会合については、以下の三つの議題を各国が議論した。

- 1) 気候変動、適応、緩和及び持続可能な開発
- 2) 技術。技術の利用と開発、技術移転
- 3) 評価。気候変動枠組条約等に定められた目的や約束が、どの程度果たされているかの評価

オープニングで、COP9 議長の Miklos Persányi 氏は、出席者の行動とリーダーシップへの献身を賞賛し、「UNFCCC とその議定書こそ、地球気候に対する危険な干渉を防止する唯一の有効なオプションである」と指摘した。

イタリアの Silvio Berlusconi 首相の代理として、イタリア環境とテリトリー省大臣の Altero Matteoli 氏は、「欧州憲法制定に向けた条約案で、EU 加盟国は温室効果ガス排出削減への義務達成を規定されている」と述べた。

Kofi Annan 国連事務総長の代理として経済社会問題担当国連事務次長の José Antonio Ocampo 氏は、「議定書をまだ批准していない附属書 I 締約国に対し、できるだけ早期の批准を求める」と述べた。

UNFCCC 事務局長の Waller-Hunter 氏は、「COP9 が約束と政治的意志の存在の下、行動に向けた健全な組織枠組の確立が可能であることを実証した」と述べた。

1) 第一セッション「気候変動、適応、緩和及び持続可能な開発」

・ 12 月 10 日 15 時～18 時

・ 共同議長・小池百合子環境大臣（日本） Tadashi Lometo（マーシャル諸島）

（主な各国意見は、以下のとおり）

G77 + China 先進国が脆弱な国家の懸念や状況を無視するなら、適応も緩和措置も成功しない。

ベニン 貧困削減と適応措置を統合することは重要。

EU 温室効果ガス排出削減に関し先進国はより努力するべきであり、開発途上国も、その目標に向けたステップを踏むべきである。

ニュージーランド SIDS は脆弱性を持っており、島の文化に対する脅威である。

- スロベニア** 議定書の発効がなくても議定書の約束を守る。
- モザンビーク** 議論は少なく、行動を多く。
- ミクロネシア** 先進国は SIDS での適応プロジェクトへの資金支援に関するそれぞれの UNFCCC の約束を達成しなくてはならない。
- パナマ** 適応にも緩和と同じ UNFCCC での立場を与えるべきである。
- アルゼンチン** 適応プロジェクトを容易にするメカニズムを求める。
- サモア** 特別変動基金がコミュニティに根ざした適応プロジェクトに資金を供与することを求める。
- ロシア** 緩和努力が気候変化を削減する効力を持つかどうかで残されている不確実性が、適応の追及を正当化するものである。
- 中国** 先進国が排出緩和で先頭になつたら、開発途上国も貢献が行える。
- オーストリア** 原子力は気候変化と戦うためのオプションの一つではない。
- フランス** 今世紀が気候変化に苦しむ集団による無責任の世紀として記録されるか、気候の制御と人類の成熟の世紀として記録されるかである。
- デンマーク** 再生可能エネルギー増加が必要。
- サウジアラビア** 緩和と適応措置が開発途上国による新たな約束に結びつくものであってはならない。

第一セッションの閣僚級会合に共同議長として出席した日本の小池百合子環境大臣は、「京都議定書の一日も早い発効が重要である。もはや議論している場合ではなく、地球規模の参加による行動を取るべきだ」との考えを表明した。

(矢尾板 泰久)

2) 第二セッション「技術。技術の利用と開発、技術移転」

・12月11日10時~13時

・共同議長・Paula Dobriansky 氏(米国) Mohammed Valli Moosa 氏(南アフリカ)
(主な各国意見は、以下のとおり)

- アイルランド** 経済成長と排出を切り離すことは重要。再生可能なエネルギーは優先事項である。技術移転は南南および南北ベースで行うことも可能である。
- ブルンジ** 先進国によるデータアクセスに関して懸念を持っている、貧しい国には現地の気候影響を予測する能力が欠けている。
- アイスランド** ビジョン、指導力、パートナーシップ、そして産業界の参加が必要である。
- ドイツ** 将来のクリーン技術を開発するために必要なインフラ基盤を構築するに当たって、現存のクリーン技術が重要。
- サウジアラビア** (オマーンと共に)化石燃料利用からの排出を相殺するための選択肢として炭素隔離に注目している。
- インド** 技術移転を求めた結果、唯一達成できた結果が TT: CLEAR しかないことは懸念材料である。技術移転は産業的配慮に限定されるべきではなく、むしろ政策枠組みが必要である。
- ツバル** 適切な技術が大事。

- ルワンダ** 援助国は技術移転の際に貧困削減の必要性に対処しなければならない。
- スリナム** 持続可能な開発技術の移転、キャパシティビルディングが必要。被援助国のニーズを満たすべきだ。
- ネパールとカナダ** 幅広い技術を利用することが求められている。
- スウェーデン** 政策立案者は地域レベルでの技術採用のための公平性の問題とモダリティを重要視すべきだ。
- ペルー** 有効な国際的、国内プログラム及びインフラ基盤が必要。
- パナマ** 大気をクリーンにするための技術を開発する必要がある。
- スロベニア** 気候変動を緩和するための新技術の開発が大事。
- チャド** 途上国に移転された技術のリストを求める。
- スペイン** 持続可能な開発を進めるプロジェクトに民間部門が投資しやすくするための制度的枠組の策定を求める。
- マラウイ** 技術移転や貧困削減を含め、約束は具体的な行動に移されるべきだ。
- 韓国** 公的資金による技術と民間部門への支援が重要。
- キューバ** 技術移転の際には、経済社会面に配慮する必要がある。
- クウェート** 二酸化炭素を捕獲する技術の開発は価値のあることだ。
- セネガル** 民間部門の関与が必要。
- ベルギー** クリーンなエネルギーと排出量削減に注力する必要がある。
- サウジアラビア** UNFCCC の狙いは石油依存を削減することではない。
- 英国** 低炭素技術開発、現存技術を即利用するが大事。
- G77+China** 地域レベルでのキャパシティビルディングを促進するために、非附属書締約国における技術移転と研究への効果的支援が求められている。
- イタリア** 途上国における電力生産は最大の課題。再生可能なエネルギーの普及の機会でもある。
- マレーシア** 税金のインセンティブは重要である。
- 米国** 公共と民間のパートナーシップが大事。
- ガーナ** 技術移転はノウハウと人材開発を含まなくてはならない。
- 日本** 全ての国に適用する共通ルールの策定が重要。
- チリ** 特に運輸部門におけるよりクリーンなエネルギーを保証することにおいて、市場の条件が果たす役割が大きい。

Paula Dobriansky 共同議長は、同コメントのレビューを行い、持続可能な開発、適応、公共・民間部門の役割、新および現存技術の役割に注目した。Mohammed Valli Moosa 共同議長は、将来の技術への関心、先端技術開発の必要性、今の現存の技術を最大限活用させることを確認した。

(矢尾板 泰久)

3) 第三セッション「評価。気候変動枠組条約等に定められた目的や約束が、どの程度果たされているかの評価」

・12月11日15時～18時

・共同議長・Fernando Tudela Abad 氏(メキシコ) Jorgen Trittin 氏(ドイツ)

(主な各国意見は、以下のとおり)

チェコ 明確なルールに基づいて協力を行うべきだ。

タンザニア LDC における適応措置に対する支援は道徳的条件である。

EU 効果的な気候変動措置には政治的意思が必要である。現存技術を利用して低いコストで排出量削減は可能である。

イエメン 気候変動に対処すべく必要な行動を取ることに気は進まない附属書 締約国に不満だ。

オランダ ロシアの批准無しの状況で、引き続き議定書の義務を実施する。

カザフスタン 議定書の批准のための手順を作成中である。

ギリシャ 気候変動政策のための科学的データの蓄積が重要。

コスタリカ 将来の世代は議定書が批准されたかどうかに基づいて現在の世代を裁くことになる。

イエメン、コスタリカ、ペルー、フィリピン 批准をしていない締約国に批准を要請する。

アゼルバイジャン 技術移転および炭素隔離プロジェクトが必要。

モルジブ、モーリシャス SIDS は脆弱性を持っている。適応ニーズを満たすための技術移転を求める。

米国 国際協力には様々な形態がある。

スウェーデン EU 排出取引スキームは価値がある。

バングラディシュ 地域的キャパシティビルディングの活動の必要がある。

フィリピン 現在の交渉のペースには不満である。

G77 + China 先進国は温暖化効果ガス排出削減約束を満たし、悪影響を制限すべき。

ロシア CDM、JI の運用、現存の議定書手順の簡素化に関して明確な手順を要請する。

ブラジル 議定書の実施における進捗は発効が不明確であることにより妨害されている。

ツバル これまでの進捗は気候変動の深刻さを反映していない。真の行動が必要である。

韓国 経済成長を温暖化効果ガス排出から切り離すためには最新技術が必要である。

ブータン 大半の LDC にとって LDC 基金は手の届かない存在である。

オマーン 附属書 締約国の途上国への技術的資金的援助を拡大するよう要請する。

豪州 議定書の目標を達成すべく懸命な努力する。

キューバ 技術と知識を入手することが重要。

ポーランド 緩和と適応措置のバランスを取る必要がある。

結論として、Jurgen Trittin 共同議長は、今世紀、地球気温上昇を摂氏 2 度以下に制限するために締約国間で協調して取り組むことを強調した。Fernando Tudela Abad 共同議長は、多くの途上国が UNFCCC の義務を超えてしまったと述べ、唯一の選択肢は「火を消す」ことであると述べた。

(矢尾板 泰久)

13. 閉会

報告者 Gonzalo Menendez 氏 (パナマ) は、12 月 12 日 (金)、COP9 の報告書を発表し、COP はそれを採択した。(FCCC/CP/2003/L.1and Add.1)

ロシア連邦は、議定書第6条(共同実施)におけるプロジェクトの実施を円滑に進めるための準備作業をいつ行うかに関する疑問を投げかけた。それに対して、事務局長は、2004年~2005年に事務局が行い、議定書が発効すれば2005年に稼動する追加予算からの資金が入手可能になることが前提であると説明した。

アルゼンチンは、イタリア政府及びミラノ市民に感謝の意を表明し、COPはそれを採択した。(FCCC/CP/2003/L.6)

最後に、G77+Chinaは、COP9で達成されたことが将来に希望を与えたと述べ、吸収源CDM、特別変動基金、CDM理事会報告に関する決議は重要な成果として留意し、附属書

締約国が、UNFCCCのもとで約束を実施しなければならないと強調した。日本と豪州も、アンブレラグループに代わって、COP9の成果の重要性を指摘した。

Miklos Persanyi議長は、COP9の結果が速報として伝えられるべくニュースにはならないであろうが、UNFCCCを築き上げ強化するための協力が証明された事を強調し、参加者と事務局に感謝の意を表し、COP9を閉会した。

COP10については、アルゼンチンのブエノスアイレスで開催されることが決定し、期間については2004年11月29日から12月10日までを予定している。

最後に、京都議定書の鍵を握るロシアのCOP9開催中の動向であるが、アンドレイ・イラリノフ大統領補佐官は、12月2日に、「現在の形の京都議定書はロシアの経済成長を阻害する恐れがある」と語り、京都議定書批准に否定的な姿勢を示した。しかしながら、COP9の会場では、これらの情報が流れても、淡々と会議が進められ、参加者が表立って、これらのニュースについて触れることは無かったのは印象的だった。世界貿易機関(WTO)への加盟を進めるためのロシアの揺さぶりとみるのが大半の意見であった。その後、COP9開催中に、ムハメド・ツィカノフ経済発展貿易次官やミハイル・カシヤノフ首相が京都議定書批准に前向きな発言をしている。2004年3月のロシアの大統領選が終了するまで批准はしないだろうと見ている人が多い。世界の120カ国の国が京都議定書を批准しているのだから、今後も世界各国のロシア批准への働きかけは続くのだろう。

(矢尾板 泰久)

14．サイドイベント関連

14-1 サイドイベントの全体概要

1．総括（サイドイベントを通じて）

COP では政府代表団の交渉と併行して会場内の小部屋や近くのホテルでサイドイベントが行われる。研究機関や NGO、産業界、各国代表団等が主催する。特定のテーマについて最新の動向や主張が紹介されるほか、参加者とのディスカッション等を通じた多様な情報交換も行われる。参加者にとっては人的な交流も含め、貴重な情報収集・気付きの場となる。

12日間の会期中、約150余りのイベントが開催された。120余りの公式イベントと、約20のIETA⁵とWBCSD⁶の共催イベントがその中心である。午後1時～、3時～、6時～の3つの時間帯で、各2時間程度で行われ、参加者は、各10名～100名程度である。今年のテーマとして目立ったのは、

CDMに関するもの（公式イベントだけで24件、IETA イベントで5件）

特に、CDMを効果的でスムーズに実施するのに必要なこと、といった視点のものが多かった。実際のプロジェクトで得た知見について紹介するイベントもあった。

カーボンビジネス拡大の動きに関するもの

排出枠取引市場の拡大やファンド等への活用等、IETAとWBCSDが主催のものが中心。（と重複するものもある。）

また、数こそ多くはないが、自主的な取組に関するものや、2012年以降の枠組・長期視点での政策に関するものもあった。前者は、京都の枠組の柔軟な活用或いはその枠外での独自取組という意味合いで、日米豪の経済団体が主催したものや、GHGプロトコルのVoluntary Targetに関するガイダンス紹介など。後者は、有効な合意形成のアプローチ等について様々なシナリオの提示等があった。

日本の国内制度設計の参考になるのではないかと期待していたEU排出枠取引指令下での各国のナショナルアロケーションプランや、国内法制度整備状況に関しては、直接的・具体的に言及したイベントはなく、その方面に関する情報はあまり得られなかった。

多数のイベントの中で、異彩を放っていたのは、排出削減量の取引市場等温暖化ビジネスに関するIETAとWBCSDの一連の共催イベントである。会場でも独自のプログラム冊子を配布し、産業界をはじめ多数の参加者を集めて存在感があった。開催された21のイベントの中には、京都の枠組外での活動、自主行動計画(voluntary approach)、カーボンファンド、排出削減量取引の財務会計処理、CDMの最新動向、GHGプロトコル自主行動計画策定ガイダンス、GHG市場の動向、EUと京都のリンク等、気になる内容が多数盛り込まれていた。

プレゼンターには、弁護士事務所や金融機関からのメンバーもいた。活発なGHGマーケットは、多数のステイクホルダーの存在と、特に金融機関と産業界の緊密な連携により効果的に発展するという印象を持った。金融機関と産業界の連携は、今後日本におい

⁵ IETA : International Emissions Trading Association (国際排出権取引協会)

⁶ WBCSD : World Business Council for Sustainable Development (持続成長世界実業会議)

ても国内制度の進展に伴い更に進むと思われる。それは、プロジェクト投資・資金調達面のみならず、カーボンリスクのヘッジなども含めた証券・保険業界までも含んだダイナミックな広がりを持つものではないかと考える。

他には、アメリカの独自路線も目をひいた。アメリカ政府は報道されているように京都議定書の枠組とは一線を画した動きをしている。「科学的知見をベースにしたリスク回避とチャンスの活用」というキーワードのもと、技術革新を軸とした長期視点での取組の必要性を、公式の交渉の場のみならず、サイドイベント、配布資料等でもかなりアピールした。政府団による説明会のほか、青いケースに入った政府の配布資料は見た目もゴージャスで思わず手にしたくなるような作りであった (Climate Change Science Program Strategic Plan)。これに対しては、環境 NGO 主催のサイドイベントで政府の政策に批判的な意見が出される一方、CCX (シカゴ気候変動取引) など民間や州レベルでの独自の取組にふれるもあった。また、USCIB (United States Council for International Business) のイベントでは、産業界での自主行動計画の紹介もあった。このように、アメリカの内部では政府の政策意向と併行して色々なレベルで多様な価値観・利害のもと独自の取組活動が個別に、大変活発に進んでいることが各イベントを通じて伺えた。中でも、CCX は欧州の動きの向こうを張るものである。かつて排出枠取引の導入を強硬に主張したアメリカだけに、民間レベルでも EU に遅れをとらないよう独自の動きを進めている。その背後には、温暖化関連のビジネスチャンスはゲットする、そのためにも、アメリカを軸とした新しい枠組を作りたい、という意味が感じとれた。

なお、アメリカの研究機関や NGO、大学等が主催したイベントは公式イベントだけで 13 あり、一国としては最多の部類に入る。

2. 個別傍聴報告

参加イベントを選ぶ際に着目したテーマ・切り口は、

emission/carbon マーケットに関するもの

各国での自主的な行動 (計画) に関するもの

EU 排出枠取引 (他制度とのリンクも含め) に関するもの

CDM 事業の進展や、推進の支援に関するもの

2012 年以降の枠組議論に関するもの

である。時間の関係等で全ては網羅できなかったが、上記視点から代表的と思われた以下のイベントについて簡単に概要を紹介する。

(篠田 健一)

14-2 サイドイベント個別傍聴報告

【報告 その1】

(篠田 健一)

テーマ：GHGと排出削減取引に関する財務会計処理について

(Financial Accounting: Treatment of GHG & Emission Trading in Financial Statements)

主催：IETA / N.Pankhida氏(KPMG)、R.Meile氏(Holcim) ほか

日時：12月5日(金)13:00~15:00

概要：排出削減量取引制度を作る上で、GHGの会計処理基準作りはポイントの1つである。IETAは、R.Lannoy氏(Tractebel)とA.Kalvins氏(Ontario Power Generation)らによるワーキンググループで、IFRIC(国際会計基準)から出されたGHGの財務会計処理基準案についてのコメント出した。このコメントや、将来の方向性について紹介された。

(1) 問題意識

2005年から始まるEUの排出枠取引制度では、20億トンのCO₂、14000箇所以上の施設が対象となる。排出枠(Allowances)は市場で取引されるし、ペナルティもあるので、経済的価値を持つことになる。EUでの財務会計処理ルールにより、排出枠は貸借対照表や損益計算書にのることになる。これらの数字は排出枠の価格動向に影響を受けるだけに、その会計処理は企業にとり重要な問題となりうる。

(2) IASB(国際会計基準審議会)から出された排出枠会計基準案に関して

IASBは、2003年5月、IFRIC(国際財務報告基準解釈指針委員会：IASBのサブ委員会)を通じて排出枠取引に関する会計上の扱いについて提案した。(大企業や会計事務所等から45もの意見が寄せられている。)

この会計基準案では、排出枠(Allowance)を資産(asset)、排出(emission)を負債(liability)とする。そして、資産は市場価格での割当(grant)として扱う。排出枠は、ライセンスのような無形資産(intangible assets)として扱い、金融商品(financial instrument)ではないとする。また、負債は、排出時に、その市場価格で認識すべきものとされている。

(3) IETAの見解

IETAは今年5月~7月にかけてワーキンググループを立ち上げてこの問題について検討し、IASB案に対し以下のようにコメントしている。

- ・多くの参加者が排出枠を金融資産(financial assets)か通貨(currency)とする見方に興味を示している。

しかし、割当られた排出枠(emissions allocated)はライセンスのようなもの、という見方では、金融資産や通貨としての定義には該当しない。すなわち、企業の収益を通じて排出枠の価格上昇が認識されないことになる。

- ・返済すべき負債は排出時に認識されるが、負債額に時価(current prices)を使うということは、価格があがれば負債額が膨らみ売上が使い果たされてしまう(go through)ことになる。

つまり、もし価格が上がれば、将来の損が生じる(if prices rise, you will book a loss)

こととなる。

「割当られた」資産(‘granted’ assets)を市場価格で最初に認識するにしても、資産と負債の認識は、各企業の立場で全然変わってくるものである。

(4) IFRIC の対応

- ・排出に関するすべての得失を収益とする提案が IFRIC から IASB に出される予定。
- ・排出枠(allowance)の定義についての代替案(例えば、金融商品：financial instruments として扱うこと)は、可能かつ妥当と思われたが、IFRIC は、この提案を取り上げなかった。
- ・資産と負債を別々に認識すること(資産は割当時、負債は排出時)を変えない点については、まだ選択肢として残っている。

(5) その他注意点 等

- ・そもそも、排出枠の取引目的により、取扱も変わることには注意が必要である。遵守目的での取引か、利ざや稼ぎの取引かで、排出枠の取得後の会計処理は異なるものである。
- ・排出枠を金融商品(financial instruments)と捉える場合は、公正価値(fair value)で評価することになる。アメリカやカナダの GAPP では、emission right として デリバティブ、ヘッジファンドにも使えるとの見解の様様。

(6) その他：排出枠(allowance)は権利なのか？

- ・IETA のプレゼンテーションでは、排出枠をより流動的なものとして金融商品的に扱いたい意向があるように感じられたが、排出枠を financial rights (amount of cash とも言っていた)として、一種の権利のように表現することがあった。今回の IETA ワーキングに参加し、当日のプレゼンターでもあった Holcim 社(スイスのセメント会社)の R.Meile 氏に、
どういう権利として捉えているのか確認した(前提として、日本では、各企業へのキャップ(法的削減義務、及び割当：allowance)もなく、また CER 等の credit についても、法的な権利性は認めていないこと、京都メカニズムでの4種類の credit は国として遵守に使える「量(amount)」であることをことわった)。回答は、no contract right(契約上の権利ではない)で、特段法的な意味合いでの権利を考えているのではなく、経済的な価値があるということが言いたいとのことだった。法的権利かどうかはわからないし、その点は、weak point かもしれないしつつ、経済的価値を持つことは確かであり、日本のように no allocation, no obligation でも売買はできると述べ、排出枠の経済的価値に主眼をおき市場取引の対象として捉えるアプローチを強調した。
- ・EU 排出枠取引に関し、そこにかかる税金についての質問があった。回答は、EU 指令のもと、EU 各国での法制度を整備している段階(一応期限は03年12月末)であり、国によって異なる可能性があるが、まだ勉強中である、とのことだった。

【注】

日本において排出削減量等の会計処理を考える際には、キャップ&トレードを採用

する EU 内の排出枠取引制度等とは制度前提が異なる点に注意が必要である。すなわち、日本では、EU 内諸国のような排出が一定量許容される枠 (allowance) の国内割当制度(allocation)もない。また、排出が誰かに対する義務を生じさせることもない。そういった制度上の差異が、負債の認識・評価(有無・時期・価額含め)や資産の認識・評価(時期・価額)の差として生じることになる。この点は、上記 R.Meile 氏も、色々な立場に応じて色々な解釈が可能であることを指摘しており、当サイドイベントでの主張も一つの考え方の提示であることはことわっていた。日本でも、排出削減量(クレジット)は金融資産ではなく、棚卸資産的無形資産とみる見方等が提唱されている。日本の財務会計基準機構(ASB)でも'03 年秋からクレジット等の会計処理について検討を開始した。

【報告その 2】

(篠田 健一)

テーマ：WBCSD & WRI : GHG プロトコル 自主目標

(Beyond Accounting : Voluntary Corporate GHG Targets)

主催：WBCSD (World Business Council for Sustainable Development)

WRI (World Resources Institute)

共催：SHELL、Holcim(スイスのセメント会社)、BP、UNFCCC、CCX(Chicago Climate Exchange)

日時：12月9日(火)15:00~17:00

概要：GHG プロトコルコーポレートモジュール(GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting standard)の改訂版では、GHG 排出削減自主目標 (Voluntary GHG Target)を設定するためのガイダンスとして新たな章が追加される。この章(第11章となる予定)は、企業の目標とはかくあるべし、ということを示すものではない。むしろ、どういうことを盛り込み実施していくべきか、そのステップに焦点をあてるものである。共催各社とのインタラクティブセッションも交えて、その概要が紹介された。

(1) 新しい章 (Voluntary Corporate GHG Targets) の概要 (WBCSD : S.Schmitz 氏)

- ・ 目的は、自主的目標の設定手順とその遵守状況報告についてのガイドラインを示すことである。売上や収益等の業務目標があるように、効果的に GHG の排出管理をしようと思えば、GHG 削減目標を決めることが必要となるのである。
- ・ 目標の設定 (Setting a Target) の手順は、次の 10 ステップ。
 - 社内上層部と合意した上で、
 - 目標タイプを決め (絶対量目標か原単位目標 : absolute and intensity-based)
 - 目標範囲 (target boundary) を決め (どの排出を含むのか、どの直接・間接排出分か、等)、
 - 目標基準年を定め (固定年基準か、基準年が動くタイプ (rolling approach) か、
 - 単年度か 複数年度単位か)
 - 完結日時 (target completion date) を定め (長期目標か短期目標)

約束期間の長さを決め、

プロジェクトから生じるプロジェクトオフセットやクレジットを使うかどうか決め、

重複計上を避けるための方針を決め(会社をまたがる削減の計上分の扱い、等)、目標レベルを決め(プロジェクトがなくても通常の業務の一貫としてその削減活動程度のことをすることになったのではないか: business as usual、どの程度それを超えて削減できるのか、上記のステップがどの程度排出削減活動に関する意思決定に影響するのか)

目標達成に向けた筋道と、その進捗報告を行う(パフォーマンスチェックを定期的に行い、目標達成状況に関する情報を報告する)

(2) 共催各社からのコメント等

- ・ スイスの世界的なセメント・コンクリート会社である Holcim 社 (IETA のイベントの常連) の B.Vanderborgt 氏は、自主的目標設定について企業独自の取組努力を支えるものと賛意を表明したうえで、特定製品起因の排出について自主的キャップに基づく社内取引を世界中のグループ各社間で活用した取組事例を紹介した (Holcim's Global Co2 Project)。Internal CDM Credit の活用等により、グループ全体としての費用効果的な排出削減が可能であると述べた。セメントプロトコル準拠で '01 年には '90 年比 20% の排出削減を達成したとのことである。
また、CCX には加盟しないことも表明した。その理由は次の通りである。同社はグローバル企業であり、立地国によりグループ内各社で削減コストの高低差がある。それを活用することで、グループ全体として十分費用効果的に削減を進めることできる。一方、CCX は US だけの排出が対象であり、しかもキャップがあるため同地域内での発展に障害がある。よって、北米の法人として加盟するメリットがないとのことである。
- ・ BP (British Petroleum) 社の M.McMahon 氏は、同社の自主的な削減活動について紹介した (BP's voluntary GHG Target)。それによると、同社の最初の目標として '90 年比 10% カットを掲げ、その達成後の現在は、'01 年レベルでの排出レベル維持 (hold net emission flat at 2001 level) を目標としている。net emission は同社製品使用による排出のことである。同社は目標基準年を達成状況等に応じて順次移していく柔軟な rolling baseyear を採用している。
- ・ CCX (モトローラ、デュポン、フォード、マニトバ水力、シカゴ市等が出資) からは、A.L.Blane 氏が、アメリカでさきに成功を収めている発電所に対する SO₂ の emission trading を参考にしたいと述べた。枠組として、キャップ&トレードを前提に、プロジェクトからのオフセット(クレジット)を活用するベースライン&クレジットの面も併せ持つことで市場活性化をはかっていく点や、市場情報の共有による価格決定機能について紹介した。また、CCX Allowance and Offset は、Tradable Carbon Financial Instruments として、一種の金融商品的な取扱をしていることにも触れた。削減目標レベルとしては、'03 年に '98-'01 年レベルの 1% カット、'04-'06 年にそこから更に 1% カットを目指している。この枠組に参加する自律的な企業は、

今後競争優位を獲得することを強調した。

- ・インタラクティブセッションで共有された価値観は、ビジネスパーソン、民間企業は、motivation people であり、強制されてもうまくいかない。目標の存在は大切であり、特に自主目標(voluntary target)であることが、効果的に目標達成する最大のポイントである、という点であった。
- ・これに対し、UNFCCC からは、R.Acosta 氏が、国レベル(企業レベルではなく)での自主目標設定に関するガイダンス作成していることが紹介された。Standardize the GHG Report として、UNFCCC でも採択されるとのことである。特に、透明性、正確さ、内容に不備がないことや必要事項を網羅していること を求めるものである。
しかし、国レベルでの現実を見ると、アメリカはここ 10 年で 14%もの排出増となっており、次の 10 年も同レベルでの増加が予測されている。企業のここ 10 年の姿勢との差は際立っている。果たして自主目標設定が、国として削減政策のはずみとなるのだろうか、と国レベルでの自主行動計画の実効性に対し一抹の不安があるとも述べた。
- ・また、会場からは、産業界の自主行動計画としては確かに各社とも実効性ある取組をしているのはわかるが、排出削減は産業界だけではなく運輸民生部門も含めた社会全体の問題であり社会全体で一層効果的な削減が進むようにもっていくにはどうしたらいいのか、といった問題提起もあった。

【報告 その 3】

(篠田 健一)

テーマ：排出削減量取引と CDM：長期視点での課題

(Long-term issues, trading and CDM：recent work of the Annex expert group on the UNFCCC)

主催：Annex Expert Group (organizer: Norway [Lyndia Levasseur-Tomassi])

日時：12月5日(金)18:00~20:00

概要：緩和措置の合意を進める上での主要な課題や、制度上のキャパシティ、グリーンインベストメントスキーム(GIS)、発電事業のCDMプロジェクトの評価等について
附属書 国エキスパートグループによる分析が紹介された。

(1) GHG 排出を緩和する発電ための CDM プロジェクトから学んだこと

(J.Ellis 氏：OECD)

「追加性：additionality」について解釈に差異が生じる得ることが大きな問題である。複数の異なる方法論が用いられている。しかもどう用いるかは実施者の主観に左右される(subjective)といえる。ベースラインの決定においても、ベースラインシナリオは似ているが、ベースラインを計算する方法論は異なり、例えばチリでのグリッド(送電網)に繋がったプラントの排出削減に関する方法論をみても、5つのオペレーショナルマージン、2つのビルトマージン…といった具合に複数存在する。CDM 理事会は、電力プロジェクトに関し4つ(小規模案件は除く)の方法論を承認した

が、全電源 (grid average) とコンバインドマージンの方法論がそれぞれ2つずつである。新方法論の承認に時間がかかるのも問題である。半年以上かかっている。

他にも、トランザクションコストが高いことや、一部の支配的な参加者に牛耳られていること、PDD等の書類に不備があって方法論の承認やプロジェクトの承認が遅れる等のリスクがあることにも注意が必要である。これは、雛形をユーザーフレンドリーなものにすることでかなり改善できると思われる。

以上の点から、CDMプロジェクトの成功を少しでも確実なものにするには、

マラケシュ合意でいう「追加性」の定義をどう実行するか

事業者がどの位柔軟にベースライン方法論を構築できるか

について、より踏み込んだガイダンスが作られることが有効ではないかと考えられる。

(2) GIS (グリーンインベストメントスキーム) について (W.Blyth 氏 : IETA)

京都議定書発効時に備え、余剰のAAU (assigned amount unit) の移転の仕組みを作りを進め、投資成果の刈り取りを加速し、かつキャパシティビルディングのための投資を行うべきことが指摘された。

(3) 緩和措置の進展に鍵となる事項について (J.C.Morkot 氏 : OECD / C.Philbert 氏 : IEA)

長期視点での、コストやリスク (不確実性等) 技術革新 制度面や社会的事項 からの分析が紹介された。それによると、 については、気候変動によるダメージや政策コストが不確実である。何が安全レベルなのかはリスクをどう捉えるかによるため合意に達するのが難しい。 については、市場での炭素価格の動向は技術革新を刺激するが、緩和措置の時期やレベルに大きく影響を受ける。やりながら学ぶこと (learning by doing) が大切である。 については、きっちりネゴをして合意をうまく実行にうつすことができる力 (国によって異なる) が重要である。ただ、組織的な教育をするにも大変な時間と手間がかかる。つまり、スタートするまでもに相当なエネルギーが必要なことには留意しておく必要である。

まとめとしては、短期的アクションでも長期的視点でのオプションを持ちつづけられるようなアクションをとること、幅広い参加者を得ること、制度自体のキャパシティを考慮にいれた実際的なアプローチをすること、国の固定値目標に代わる排出削減量取引と結びついた制度を導入すること等が、取組を前進させるものである。そして国際的な技術協力は、GISや排出削減取引等を通じて促進されるものでもある重要である。

(4) 制度上のキャパシティと気候変動への対応について (S.Willems : OECD)

国家レベルでのキャパシティ評価をすることで、その国として将来無理なく実施できる活動の手がかりを得ることができる。そして、そういった活動のためのキャパシティ開発の必要性についても併せて手がかりを得ることができる。また、国際的な議論を通じて、お互いの状況について理解を深めることができる。

(5) CDM プロジェクトを成功させるには

(S.Fernandez : National Institute of Ecology of Mexico)

CDMプロジェクトの成功には、相互の信頼と明確な目標が必要である。発展途上国は、気候変動の問題について貧困の解消と同様、差し迫った問題としてとらえるべきであり、京都議定書を確実に実施して持続可能な発展を促進するためのキャパシティビルディングへの支援が必要である。特に人的なキャパシティは大切である。我々はやることがたくさんありすぎて人手が足りない。例えば国別報告書(National Communications)を作ろうにも手が回らない。キャパシティがアップすれば、ラテンアメリカ諸国での活動の可能性は広がるものとする。CDMの促進にはホスト国のキャパシティビルディングが実に重要なのである。

【報告 その4】

(篠田 健一)

テーマ：2012年～の政策シナリオ

(Developing Post-2012 Policy Scenarios [Scenarios for the Global Climate Regime])

主催： FNI (The Fridtjof Nansen Institute、ノルウェー)

共催：・CRIEPI(電力中央研究所：Central Research Institute of Electric Power Industries、日本)

・HWWA(Hamburg Institute of International Economics、ドイツ)

・CASS (Chinese Academy of Social Sciences、中国)

日時：12月6日(土)18:00~20:00

概要：2012年以降の枠組に関する共同報告書(4つのシナリオ)に関する発表。鍵となるのは、どういう枠組が考えられるのか、どうやってそれにいきつくのか、その枠組は気候変動への対応に関して効果的か、という点である。

(1)シナリオ (A.Michaelowa氏 :HWWA)

【京都議定書の枠組の新段階への脱皮と発展深化(Graduation & Deepening)】

- ・先進国はより厳しい削減目標合意を負い、途上国も発展度合いに応じて一定の削減目標による拘束を受けるようになる。
- ・仮に先進国が排出削減に強いリーダーシップを発揮して途上国に対し直接的な支援や、排出枠取引を通じた財政的支援等を行えば、これらの国にとって目標を遵守することがGDPにより大きなインパクトを与えることになる。
- ・米豪日加などが、相当に厳しい削減目標を受け入れたのも、異常気象で壊滅的な被害がでると気候変動問題への理解・関心が急に高まり、国際政治の雰囲気も京都議定書を作るまでもりあがったと推測できる。
- ・このシナリオは、欧州の環境政策担当者や環境NGO等から最も妥当なものとして支持を受けているが、他方では、アメリカが参加していないこと、途上国は削減目標を負う事に関しその議論を始めること自体にすら強く難色を示している現状から、このシナリオの現実味を疑問視する向きもある。

(2)シナリオ (K.Tangen : FNI)

【排出量取引市場の統合化(Market Convergence)】

- ・排出量取引マーケットについては、京都議定書が発効しないリスク、アメリカや途

上国が参加しないリスク、色々な排出量取引の相互接続 (linking)、UNFCCC の交渉のフィードバック、効果的な市場とは、等多様な事項を考えてシナリオ作りをする必要がある。

- ・実働する市場枠組を考えるのであれば、まずカナダ・EU・日本市場のリンクからスタートし、途上国を含む新メンバーの参加を増やして取引を拡大する。交渉は小グループからスタートし、徐々にその枠組を広げ、ネゴシエーションするエリアも追加する。
- ・2012 年以降の枠組では、条約の相互連関 (linked treaties) が重要である。貿易に関する条約や報告に関する条約、支援施策等が相互に作用する形である。そして、一定のキャップのもと、権利と義務を存在させインセンティブを設けることで市場を機能させる。キャップのかけかたはケースバイケースであり各交渉により内容が決まる。
- ・京都の枠組との違いは、一定の利害を共有する少数のメンバー国グループ単位で枠組を作ること、軽い義務とすること、産業別のアプローチを採用すること (京都では全産業全分野が対象)、権利と義務を存在させること、取引のゲートウェイとして報告を行うこと、である。

(3) シナリオ (杉山大志氏: CRIEPI)

[多様な条約が並存し協働する (Orchestra of Treaties)]

- ・このシナリオは、気候変動枠組を再構築するにあたり、各国が以下のような考え方を共有する場合を想定している。
 - ）各国は、自国のエネルギー政策は自ら決定する主権 (sovereignty) を持っている、という認識があること (国際合意等による過度の拘束で自国の政策の自由を奪われないこと)
 - ）技術や国の発展に関し国益にそって枠組をつくろうと考えていること
 - ）対立を避け、中核となる問題に対処する枠組をうまく作ることで相互の協力関係を高めようと考えていること
 - ）短期的な排出削減だけでなく、長期の技術改良 (technological change) にも取り組もうと考えていること
- ・シナリオは4つの部分がある。うち3つは、UNFCCC の枠外で発展するものである。

Group of Emission Markets

これは、各国内での独立の排出量取引市場からスタートする。これらの市場は、各国間での削減義務を負っているわけではない。各市場は、次第に価格シグナルを通じて調和して機能するようになる。このパスウェイの良いところは、各国内の自由なエネルギー政策決定を冒すことなく排出量取引市場を成長させることができることである。従って、主要な大規模排出事業者は、排出量取引市場を立ち上げることができる。

Zero Emission Technology Treaty

この条約は、ロングタームでの技術変革 (technological change) に関するものであ

る。長期視点では、技術の変革が重要である。長期目標としてエネルギー部門からのCO2排出ゼロを合意する。利害関係者に強いシグナルを送ることになる。10年レベルでのワークプログラムを組み、始めは拘束力のない誓約(non-binding pledge)としてスタートすることで、エネルギー施策決定に関する各国の主権を冒すことを避けることができる。その後、徐々に拘束を厳しくしていくことになるが、それをクリアするには技術の発展と市場の活用が大切である。

Climate-wise Development Treaty

この条約は、発展途上国の発展、適応措置、技術移転、緩和措置に関するものである。この条約の中で、先進国は、持続可能な発展や気候変動に関する支援政策を修正し、よりそれらを発展させていくことに合意する。枠組の中に発展途上国を巻き込むことが大切なのである。

UNFCCC

UNFCCCは、各国の情報交換の場、資金調達・投入のメカニズム、政治的対話の場として、機能するようになる。

- ・今後の枠組作りの方向性としては、気心の知れた国同士(link-minded countries)でまず関係を深めていくことを通じて、次第に広い関係者で、幅広い問題について、より深いコミットをしていくことが大切である。もし、冒頭に紹介した考え方を共有できるのであれば、各国間の信頼関係に基づく利害調整を通じて、実際に機能する現実的なシナリオとなるものとする。

(4) シナリオ (J.Pan氏 : CASS)

〔低排出に向け人々の意識・行動を醸成すること(Human Development with Low Emissions)〕

- ・このシナリオは、発展途上国の立場からみた排出削減に関する約束について焦点をあてたものである。発展途上国の視点から見たポスト京都での排出キャップに代わる仕組みを考えるものである。排出削減目標のレベルは、政治的・社会的安定性や、経済成長、環境や天然資源等を無視して考えることは出来ないが、発展途上国の排出削減に関する約束は、次の三段階に分けて考えることができる。

義務としての約束(生活に必要な分のみを賄えるレベルの排出しかしない)

排出を低く押さえることに関する約束

: 三つの部分から成る。

) Voluntary : 自主的な取組

自主的合意に基づき、経済発展の過程で、自律的なエネルギー効率向上の取組により排出削減が行われる(仮にうまくいかなくても損はないような形での取組: no-regret)

) Conditional : 条件付の取組

発展途上国での更なる排出削減は、先進国からの技術移転や財政的支援を条件に、合意される。もし、排出削減の合意がその国の経済全体をカバーする

のが難しいとなったときには、特定の業界のみをカバーするようなやり方もありうる。

) Obligatory : 必ずすべきこと

これは、ある意味モラルの問題でもある。過度の快適さを求めたり、エネルギーの浪費となるようなことは控えようというものである。

目標に対する進捗確認やその報告についての約束

この約束は2つの基準でもってフォローされる。

) 過度な快適さを求めるような贅沢をしないことを確認すること

) 排出削減目標の設定に妥協がないこと、また、排出削減に向けた人々の意識・行動の醸成が進んでいないのであれば排出削減もカウントされないこと

・ただ、以上のシナリオに関して、難しい課題もある。例えば、低排出に向けた人々の意識や行動の醸成といっても、その最終到達点はどのレベルなのか。また、生活にとって必要な分のみを賄えるレベルや、過剰なエネルギー消費等についても、どう定義するか難しい、などである。

・要は、発展途上国は、低排出に向けた人々の意識や行動の醸成に関する目標にむけ取組を進めることができる。そして、そのことに役立つのであれば国際的な気候変動政策を歓迎するものである。つまり、一定の削減目標を負うという選択肢もあるということである。また、先進国の支援次第ではさらに排出削減を進めることも可能であるということである。

(5) まとめ

将来の枠組を考えるにあたり、以下のようにポイントをまとめることができる。

色々な手段があること

既存のリソースの上に新たな枠組を作ること

新しいネゴシエーションの場をつくること

約束 (commitment) のバリエーションを増やすこと (途上国の削減目標の約束も含め)

(6) 意見等

小グループからの交渉をベースに、というシナリオがあったが、本当に各々の交渉で全体とし UNFCCC の目指すような特定の目的 (CO₂ 濃度 550ppm での安定化等) に向かうような形にまとまるのか? また、どのくらいの国が、そういう個別のコミットメントに参画するのだろうか? また、高い経済成長の見込まれる国もあるが、合意の仕方次第では、甘い目標となるきらいはないのか。

厳しすぎる枠組は正常に働かない。アメリカが抜けた要因のひとつはそこにあるのでは。その意味で、自主的な枠組を作ることが重要である。

キャップのような一定の義務があってはじめて技術等の進展も進み、その共有によって世界全体も変わっていくのではないか。

技術への過度の依存は危険である。温暖化対策に技術の変革は確かに重要であるが、人間の行動の変革など、多面的にバランスをとった対策の推進が大切ではないか。

【報告 その5】

(篠田 健一)

テーマ：技術変革と気候変動への挑戦 (Technological Change and the Climate Challenge)

主催：・国際商業会議所 (ICC : International Chamber of Commerce)
・米国国際ビジネスカウンスル (USCIB : United States Council for International Business)

日時：12月3日 (水) 15:00 ~ 17:00

概要：

- ・トヨタ (経団連)、新日鉄 (鉄連)、アメリカの電力会社、オーストラリア産業温暖化ネットワーク ()・世界アルミ産業連盟の、各自主行動計画のもとでの技術革新を中心とした独自の環境対策及びそれを通じた競争力強化の紹介

(1) 笹之内雅幸氏 (トヨタ自動車)

- ・日本の自動車産業を代表して京都議定書に関する取組が紹介された。
自主行動計画を策定、CO2 排出を 2010 年段階で 90 年比 10% 削減が目標
- ・運輸部門は、日本の GHG 排出のうち 20% を占める (産業部門 44%、民生部 24%)。90 年比で 117% (2010 年) が見込まれ対策が急務。燃料効率向上や、クリーンエネルギー車の導入、交通分散の推進 (traffic distribution improvement) 等。
- ・トヨタのグローバルビジョンの基本的な考え方は 「調和ある成長」を一步踏み出し自らが社会を牽引する責任と気概を示す、「モノづくり」「技術革新」を基盤に更に豊かな社会の実現を目指す、企業の発展と社会の夢の達成を目指す。
- ・その取組の具体例として、ハイブリッドテクノロジー (ブレーキのエネルギーも使うなど) による高燃費・低排出や、燃料電池技術によるガソリン車の 1/3 の排出の実現を目指す点などがあげられる。

(2) E.Holdsworth 氏 (Edison Electric Institute) (アメリカの電力会社)

- ・'94 年以来 2 つのパートナーシップに基づく技術に関する自主行動プログラムがあり CO2 の大幅削減等を掲げている。次の 10 年も 5% 削減で合意している (各企業が独自に目標設定)。
- ・政府の政策と協調し、バイオマステクノロジー追究や水素社会の実現、長期レンジでの技術革新を進めることが重要である。

(3) R.Priddle 氏 (AIGN : Australian Industry Greenhouse Network)

- ・AIGN とは、業界団体や個別企業の気候変動政策に関するネットワークである。気候変動問題について理解を深め、気候変動政策に関し議論を深め、その政策に基づいて各業界で共同して活動を行うためのものである。加盟業界団体は、オーストラリアのアルミ協会、自動車協会、石炭協会、石油協会、製紙協会、石油精製 & 探鉱協会、電力協会など。個別企業では、BP、エッソ、モービルや、シェブロンテキサコ、三井物産オーストラリアなどがある。オーストラリア政府の Greenhouse Office 関連の外郭団体の模様。

オーストラリアには、'95 年以降、自主行動プログラム (Greenhouse Challenge Program) があり、その中では、公約 (commitment) として

排出予測目録 (Emission Inventory Forecast)・・・2 年分予測を年次で報告
削減活動計画 (Abatement Action Plan)・・・5 つ

検証 (Verification)・・・進捗報告を毎年作成、CEO が署名し Web で公開
を行うことになっている。

- ・これは、政府(AIGN)と、参加メンバーとの合意(co-operative agreement between members and government)に基づくものである。参加メンバーは大規模排出部門と小規模排出部門にわかれている。20 メガトン以上を排出する 800 社(産業部門の半分)が含まれており、電力供給、石油精製、ガス、セメントなど幅広い業界をカバーしている。
- ・今後の方向性としては、
 - 業界別での合意により焦点をあてていく
 - 早くから削減活動を始めた会社が損をしないような形にする
 - 追加的な排出削減に関する自主的な合意についても認める
- ・なお、検証(Verification)については、プロセスはまだ明確には決まっていない。WRI の作成した Voluntary Program Framework を参照している。

(4) 末永正彦氏 (新日本製鉄)

- ・日本鉄鋼連盟 (JISF : The Japan Iron and Steel Federation) では、鉄鋼業の環境保全に関する自主行動計画を'96 に策定し、'90 年度のエネルギー消費量に対して、2010 年度には 10%削減することを目標としている。'90 年に 195(百万トン)であった CO2 排出量を 2010 年には追加的取組による削減も含め 174.5(百万トン : '90 年比 10.5%削減相当)まで削減しようというものである。
- ・製鉄での単位当り CO2 発生量を見ると、日本を 100 とすると、EU 諸国で ~110、アメリカで ~120、中国では ~150 とされている。しかも中国は急速に生産量を伸ばしており世界の 20%のシェア(トップ)にまで至っている。
- ・新日鉄では、CO2 抜本的削減プログラム (CO2 Breakthrough-Program) を長期的視点に立って推進中であり、CO2 超低排出の製鉄プロセス (Ultra Low CO2 Steel Making Process) 等を開発している。
- ・R&D として、製鉄過程で排出を減らす技術、製鉄プロセスを利用して水素を主体とするクリーンな化学エネルギーを提供する技術、廃熱の利用等によるエネルギー利用の更なる高効率化等に取り組んでいる。
- ・中国での CDM では国家の 5 ヵ年計画や方法論の追加性認定等が障害となる心配もあるが、国・業界を超えた(beyond the boundary)環境への取組は今後ますます重要となるものと考える。

(5) J. Marks 氏 (International Aluminum Institute)

- ・Global Aluminum Sustainable Development Initiative にて、アルミ業界独自の排出削減への取組を行っている。
- ・IAI には、25 社(世界生産量の 75%)が加盟している。1 トン当り 80%の PFC(フ

ロン)の削減を、10%のエネルギー消費削減を目指している(1990年-2010年)。
'90年比で2001年には、製造過程で排出するPFCを65%削減した。

自主的な排出報告(voluntary inventories)は効果的である。

- ・GHG排出のモニタリングについては、出荷・運送の際の排出削減も対象としている。
- ・アルミ資源にとり、リサイクルの推進も排出削減に有効な手段である。
アルミ資源を有効利用することで、ライフサイクル全体でアルミ1kgに対し20kg/C02を削減できる可能性がある。1kgのアルミを作るのに、10kgの紙、15kgのプラスチックと同じ量の排出がある。その意味でも、アルミはエネルギーの銀行(energy bank)のようなものであり、アルミのリサイクルの推進を通じた有効利用は大きな排出削減の可能性を持つものである。

(6) B.Flannery氏(ICC)

- ・気候変動への技術変革によるチャレンジが続いているが、既存の商業ベースにのる技術が急速に世界に広がっており、それがGHG削減に寄与している。今後も、既存技術の効率アップが重要であるとともに、新技術によるブレイクスルーが期待される。

【報告 その6】

(篠田 健一)

テーマ：IETA：GHG市場動向(Trend in the GHG Market)

主催：IETA

日時：12月11日(木)13:00~15:00

概要：

- ・市場を作る際、従来のように一定ルールをまずつくって、それをもとに各市場を形成しようとしてもうまくいかない。個別市場が独立に各政治、地理的要請の中で立ち上がり、それを緩やかにまとめて、1つの大きな市場としていくことが、有効なGHG市場の形成の鍵である。主要なスピーチは以下の通り。

(1) C.Zepos氏(Forexster)

・取引やemissionの流れをネットワーク化することが大切である。emission市場を考えると、伝統的な中央集権的なアプローチは忘れなくてはならない。各国や地域で立ち上がってくる取引市場には、政治的・地理的な制約があり、一律に同じルールで制御することはできない。むしろ、既存の仕組みを相互につなぎあわせること(interconnect)が、大きな市場として機能する仕組みを作るうえで大切である。Forexsterでは、バックオフィスとのやりとりを通じて、最終的な一組の売り手と買い手の間の「クレジットパス(Credit Path)」の接点(node)が、色々なクレジットの流れを交差して行われる取引において明らかになるように努めてきた。買い手と売り手がお互いを知ることなく、また、取引相手国特有のリスクを考慮することなく取引できるメカニズムが市場には求められている。そのためには、各市場が独自ルールのもと

に動き、それらを国を超えてコネクต์できること(既存の仕組みの融合)が必要なのである。

(2) S.Walhain 氏 (Fortis Bank)

- ・ ETS (Emission Trading System) の欧州でのビジネスへのインパクトを見たとき、エネルギー部門では、国際競争力が欠けていること、相対的にみると削減限界コストは低いこと、排出は年間 1400(百万)トンに及ぶこと、などによるインパクトが考えられる。

EU15 カ国では十分な量が削減されつつある。とはいえ、原子力発電の寿命は延びる方向に働きたろうし、石炭設備の寿命は逆に早められることになるだろう。CO₂ をたくさん排出するかどうか(on carbon intensity)によって資産の再評価や資産保有メリットの順序が変わるだろう。

この分野での対応においてトップクラスの事業者は、逆に排出枠(allowance)を付加価値の高い燃料として扱う。つまり、排出枠を作ったり買ったりするだけでなく、自ら売り買いもする。

【報告 その7】

(矢尾板 泰久)

テーマ: Global climate regime beyond 2012: Incentives for everyone

主催: IGES and NIES

日時: 12月3日(水)

概要:

- ・ 日本の IGES と NIES によって最近着手されたプロジェクト。
- ・ 気候レジームの世界的な参加のためのインセンティブを高めるための可能性を考える。

・ 亀山氏 (NIES)

NIES と IGES は 2012 年以降の国際的な排出制限レジームのためのレポートを仕上げる予定である。そのレポートはインセンティブとディスインセンティブを含む。インセンティブを手に入れるための制度や制限 2012 年以降の気候レジームについての選択肢もそのレポートには含まれる。

・ C.Carraro 氏(ベニス大学)

将来の気候政策は、京都議定書もしくは新しい取り組みの二通りが考えられる。彼は議定書の再調査と発展に注目した。地方における気候問題での合意、気候政策と政策のトレードと発展との結びつきの重要性について提案した。

・ B.Pizer 氏(USA)

アメリカにとって現状ではインセンティブが無い。CDM がどれくらい成功するか不明確でインセンティブが無い。先進国間での排出量取引にもインセンティブが無い。もっとボトムアップに焦点を当ててはいけない。

・ L.Xuedu 氏 (中国科学技術省)

CDM は京都議定書が発行しなくても良い見本である。発展途上国は地球的気候レジ-

ムに参加するために先進国の科学・技術・経済面での援助が必要であり、中国としてもとても興味を持っている。

・ E.Haites 氏(マーガリーコンサルト社)

地球的気候レジームについての将来の目標について、今まで不確かなことが多すぎた。しかし、目標を変えたり、参加者にインセンティブをもたらすことによって合意していくことになるだろう。アメリカが京都議定書を批准しなくても気候変動においてアメリカの協力は必要であり、協力することは可能であると考えている。

・ 太田氏(青山学院大学)

京都議定書では、世界の排出量の三分の一だけであり一国が削減出来る排出量も限られていてベースラインにも問題がある。日本においては、環境税といった案も出ている。技術面でのリーダーシップが日本には大事。

【報告 その8】

(蛭田 伊吹)

テーマ：中国における CDM の実施

主催：清華大学・地球気候変動機関(GCCI)

日時：12月8日 18:00~20:00

概要：

当サイドイベントでは、「中国の MIT」といわれている清華大学で行っている研究の報告を通して中国における CDM の実施について検討された。イベントの構成は、最初に Lu Xuedu 氏(中国科学技術省)から中国の DNA について報告があり、その後、Corrado Clini 氏(Ministry for the Environment and Territory of Italy)からイタリアと中国の協力関係について、Andreas Oberheitmann 氏(GTZ)から清華大学と GTZ の共同研究(China CDM Study)について、Othmar Schewank 氏(INFRAS Consulting Group)から清華大学、ドイツ、及び世界銀行の研究プロジェクトについて、Richard Morgenstem 氏(Resource for the Future)からエネルギーセクターにおける小規模 CDM(SSC)の機会と問題点について、Wei Zhihong 氏(清華大学)による気候変動に関するカナダと中国の共同研究(C5)について、最後に山口光恒氏(慶應大学)と川口修氏(慶應大学)による共同研究について報告された。また、その後には予定時間を超過してパネルディスカッションも行われるという盛りだくさんの内容であった。以下その内容は簡単に記す。

中国の DNA については、National Development Reform Commission(NDRC)、科学技術省、外務省が受け持っており、承認条件としては GHG 削減、資金追加性、及び技術移転の3点が挙げられた。プロジェクトとしては、特にエネルギー効率化及び再生可能エネルギーへの燃料転換に高い優先度があることを述べた。Clini 氏から表明されたイタリアと中国の協力事項もこの枠の中に納まっている。イタリアとの協力事項については、世界銀行等と協力して Italian Carbon Fund というものを立ち上げ CDM 実施に資金を拠出していること、中国の発展はイタリアの発展にもつながることが述べられた。

様々な共同研究の中で、China CDM Study では6つのケーススタディを行い、結論として1)CDM だけでは中国の持つ環境問題は解決できない、2)中国政府からの援助が必要、

3) 規制によるインセンティブが必要、4) 取引費用を抑える必要、5) Study で特定された CDM ポテンシャルをすべてカバーしようとしたら 2 年間で 300 件のプロジェクトを立ち上げられるインセンティブが必要、6) 中国の動きは第 1 約束期間における CDM それ自体の行末に大きく関係してくることから、中国が早期アクションを取ることが大事、の 6 点が挙げられた。また、世界銀行との研究プロジェクトの報告では、中国の限界削減費用曲線が東欧及び旧ソ連国(つまり JI 国)のそれと非常に似通っていること、附属書 II 国全体の削減義務量の中で中国における CDM から出てくるクレジットを利用する割合はかなり大きく(削減義務量の半分を JI、CDM、ET のメカニズムでまかなうとした場合、メカニズム分の 30%は CDM が占め、その CDM の半分を中国がまかなう計算。) 従ってポテンシャルも大きいといった結論を示していた。また、そのプロジェクトタイプをリスクの度合いによって分類していた。SSC の分析は、中国の 2 つの省で SSC を実施するキャパシティビルディングも目的としており、SSC の特徴として持続的可能な発展に貢献する、CDM よりも動きが早い、と言った点を挙げた。そして SSC を実施するには、情報の普及、プロジェクトのスクリーニング、事業者への技術的援助、及び基礎的な資金援助が不可欠と述べ、特に初期段階では国家政府及び省政府からの援助が必要だと結論を出した。C5 プロジェクトもキャパシティビルディングに焦点を置いたプロジェクトであり、CDM ルールの public awareness の向上、中国の CDM を進めるための手順の試行(national communication の準備)、ビジネスリスクの分析を可能する支援を行っていることが発表された。最後に、慶應大学との共同研究プロジェクトでは、1999 年から 2003 年にかけて行われた中国の電力セクター及びエネルギー集約型産業における CDM ポテンシャルについて発表され、そういったセクターの費用を考慮する前のポテンシャルと費用を考慮した後のポテンシャルの比較等が示された。また、CO₂ 排出削減量の推定方法とその方法がどのように中国(北部)の CDM プロジェクトに適用できるかも検討された。そして今のところの結論として、5 つの主要セクターのコストを加味する前のポテンシャルは 100Mt 程度で燃料転換の削減可能性が一番大きい、コストを加味すると結果は大きく変わり、ビジネスとして成り立つプロジェクトは非常に少なく、例えば燃料転換は天然ガスの価格が高いことからプロジェクトは事業として成り立たないことが分かった。従って、中国で CDM を促進させるためには公的資金が欠かせないことが結論付けられた。

パネルディスカッションでは、まず中国が CDM に関するサイドイベントを行うこと自体が UNFCCC の会合で初めてだということ指摘し、また、中国の DNA が CDM 理事会に登録されたことも含め、CDM がゆっくりだが確実に生きてきていることが確認された。また、IPCC 議長の代理としてきた Preety Bhandari 氏は、マージナルなプロジェクトしか CDM として認められない現状としては、中国が望む大規模プロジェクトを実施するのは難しいのではないかと注意を促した。また、発表者及び傍聴者、両方の共通の認識として、清華大学が関わっている共同研究プロジェクト間の結果を突合せ、それらの相互作用を見る必要性と、中国で CDM を促進するためには、政府による資金面を含む支援によるジャンプ・スタートの必要性が挙げられた。

【報告 その9】

(蛭田 伊吹)

テーマ：2E カーボン・アクセス (2ECA)：小規模 CDM 支援ファシリティー

主催：E + Co

日時：12月6日 18:00~20:00

概要：

EcoSecurity が新たに E + Co という小規模 CDM 専門のファシリティーを COP9 会期中に立ち上げ、それを機にサイドイベントを行った。イベントでは、当ファシリティーの目的、概要等が紹介され (Annika Lundgren 氏 ; E + Co)、次に E + Co の母体となっている EcoSecurities の概要 (すべてホームページから閲覧可) と扱っている案件が紹介され (Veronique Bovee 氏 ; EcoSecurities)、ニカラグア及びネパールにおける小規模 CDM の現状 (各国の代表)、UN Foundation との協力関係 (Duncan Marsh 氏 ; UN Foundation) と発表が続いた。

当ファシリティーは、もともと得られる成果に比べてリスクが高く、取引費用も相対的に大きい等障害の多い小規模 CDM (特に再生可能エネルギー関連) を対象にした融資だが、単に融資を行うのみでなく、PDD 等 CDM 理事会に提出しなければならないすべての文書の作成支援、CDM によって発行されるクレジットの買い手と売り手の仲介、クレジットの価格交渉、炭素市場の調査、資金源の確保、ホスト国のキャパシティビルディング等、プロジェクト活動を実施するに当って関連するすべての作業を総合的に支援するものである。しかも、前払いを一切要求しないという徹底ぶりである。扱う案件は、有望なプロジェクト案件の発掘も行うが、基本的には E + Co に申請書が提出されたプロジェクトを自社の適正評価と投資ガイドラインを通して審査して選ぶ。立ち上がったばかりのファシリティーとしてはまず成功例を作らなくてはならないため、現時点では絶対に有望と思われる SSC のみを選定している。現在、既に中南米をホスト国とする SSC の6プロジェクトの支援活動を始めており、今後軌道に乗ればアジア、南アフリカと手を広げていく予定である。当ファシリティーのメリットは、すべての責任がプロジェクト事業者にある政府の買い取りやファンドと比べ大幅に事業者の不確実性とリスクを軽減してくれるという点であるが、(最初の報酬が入るまでの) E + Co の資金源となってくれるパートナーがまだ少ないという点が弱いため、現在その方面への働きかけにも力を入れている。

途上国の現状としては、Marina Stadthagen 氏 (ニカラグア環境省) から国家登録簿、技術援助、現地における CER のマーケティング、プロジェクト参加者 (植林関連プロジェクト含む) の支援等ニカラグアの DNA (ONDL) の取り組みが紹介された。またその中で、ニカラグアの持続可能性条件としては、特に社会経済状況への貢献 (気候変化への適応) を挙げていた。更に、70年代末~90年代初にかけてエネルギーセクターへの投資が非常に少なかったことを挙げ、ニカラグアの現在の弊害として、現地の技術的知識の欠如、現地資金調達の困難、再生可能エネルギーへのインセンティブの欠如、SSC が行われる場所からグリッドが遠いという立地的困難、SSC から発生するクレジットの余剰を売ることが出来るかという市場の不確実性とアクセスの問題等を挙げた。また、ネパールからは Bikash Pandey 氏 (Winrock International Nepal) がバイオガスプロジェクト及び小規模水力発電プロジェクトの SSC としてのポテンシャルの高さを訴えた。弊害については、ニ

カラグアと同様であった。

UN Foundation からは、REED (Rural Energy Enterprise Development) プロジェクトとしてアフリカや中国で E+Co と協力して支援活動を行っている事を紹介し、REED プロジェクトで扱っているプロジェクトの質の高さと、CDM としてのポテンシャルの高さを強調した。

Q&A では、多くの傍聴者がそのファシリティーの必要性と魅力を語り、具体的にどのように E+Co にアプローチしたらよいのか(直接話すのが最適)、投資ガイドラインとはどのようなものか(ホームページ参照)、IIR はどの程度あるべきか(ケースバイケース)、といった質問が続いた。また、「ホスト国の承認はケースバイケース」というタイのような国でプロジェクトを行うリスクについて質問が出たところ、現時点ではそのようなリスクの高いプロジェクトは E+Co として選定しないだろうと述べられた。その他、世界銀行から融資を受ける場合二重に取引費用が掛かるのではないかという懸念に対しては、E+Co 設立当初から世界銀行と対話をしながら進めているのでその心配はなく、更に EcoSecurities は現地オフィスも多いため、取引費用は下げられるところまで下げていると強調していた。

以 上